

▶ 鈴鹿市総合計画推進プラン ▶

鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

2024（令和6）年3月

鈴 鹿 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 基本的事項	1
1 目的	1
2 法的根拠	1
3 計画期間	2
4 適用範囲	2
5 計画の位置づけ	3
第2節 計画策定と進行管理	6
1 計画の策定と周知	6
2 進行管理	6
第2章 鈴鹿市の現況	7
1 位置及び概況	7
2 人口動態	8
3 産業の動向	9
第3章 ごみ処理基本計画	10
第1節 ごみ処理の現況	10
1 ごみ処理の概要	10
2 ごみ処理の実績	19
3 清掃費（廃棄物処理経費）	34
4 これまでの取組	35
第2節 ごみ処理の現状に係る課題	37
1 1人1日当たりのごみ排出量の増加	37
2 資源ごみ回収量の低下	37
3 事業系ごみの増加	37
4 社会情勢上における課題	37
第3節 ごみ処理基本計画	39
1 基本理念及び基本方針	39
2 本市の目指す成果指標と目標値	40
3 基本施策	43
第4節 ごみ処理に関する各主体の役割	52
1 市の役割	52
2 市民の役割	52

3 事業者の役割	52
4 地域の役割	52
第4章 生活排水処理基本計画	53
第1節 生活排水処理の現況	53
1 生活排水処理の概要	53
2 生活排水に関する実績	60
3 生活排水処理の現状に係る課題	64
第2節 生活排水処理基本計画	65
1 基本理念及び基本方針	65
2 生活排水処理率の目標値	66
3 基本施策	68

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的事項

1 目的

鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、鈴鹿市（以下、「本市」という。）の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本の方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、住民の意見等を踏まえた上で、一般廃棄物処理に関する制度や施設の整備について十分考慮するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討し、2019（平成31）年3月に計画期間を13年間として策定しました。

その後、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が整備され、また、世界全体におけるSDGs達成に向けた様々な取組が進められており、こうした社会情勢の変化に対応するため本計画を見直します。

2 法的根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。廃棄物処理法第6条第2項では、本計画において定める事項が以下のとおり示されています。

廃棄物処理法第6条第1項及び第2項

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

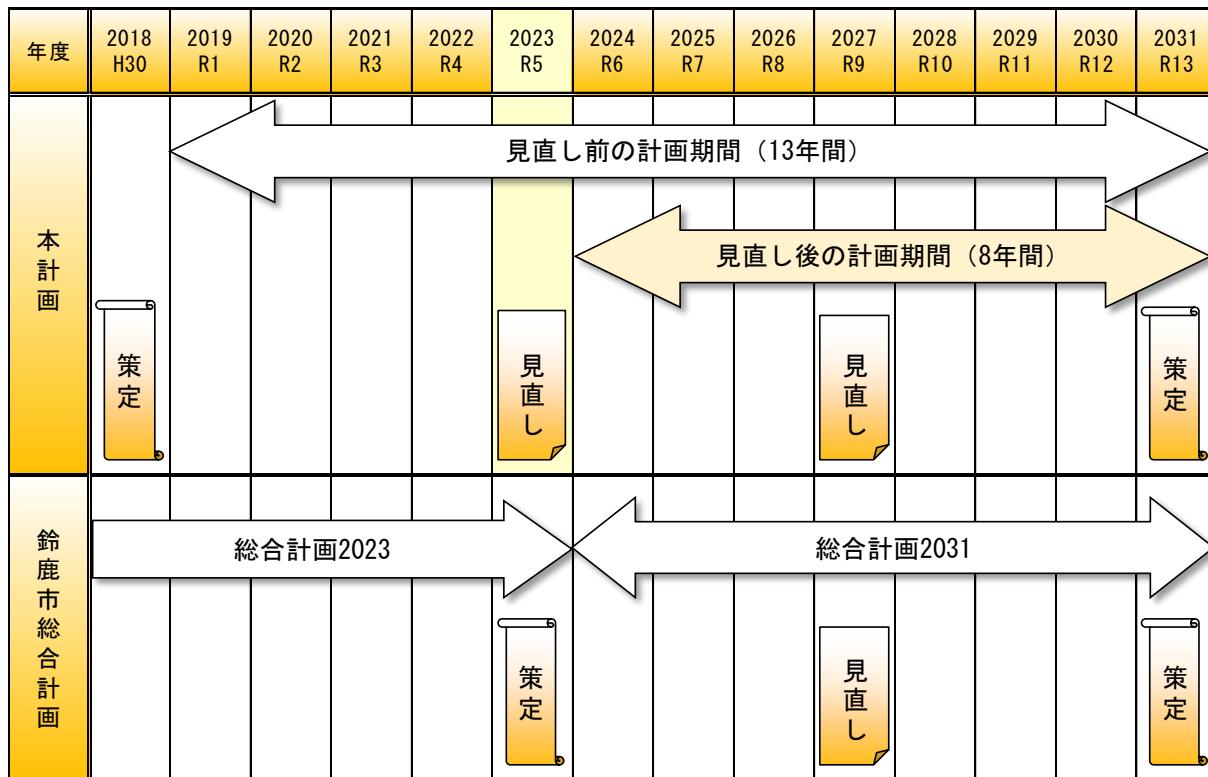
2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 計画期間

本計画の見直し後の計画期間は、2024 年度から 2031 年度の残り 8 年間とし、2027 年度にも改めて見直しを行う予定とします。

表 1-1 計画期間



4 適用範囲

（1）対象地域

本計画は、鈴鹿市采女が丘町を除く本市全域を対象区域とします。

鈴鹿市采女が丘町については四日市市に一般廃棄物（ごみ）の処理を委託しています。

また、生活排水については四日市市の公共下水道で処理しています。

（2）対象となる廃棄物

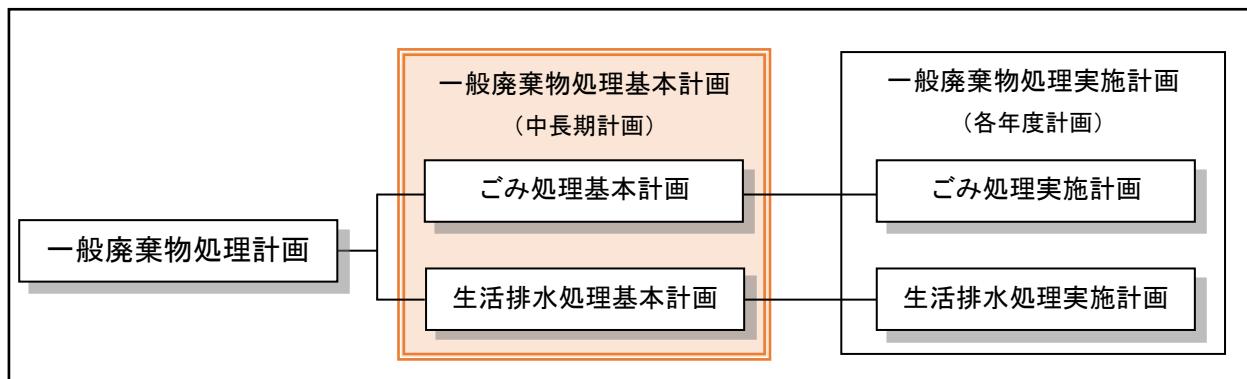
一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市が自ら処理、あるいは市以外の者に委託して処理する一般廃棄物、多量排出事業者（廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項）に指示して処理させる一般廃棄物、及び市外の者が処理する一般廃棄物等、市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

5 計画の位置づけ

(1) 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市的一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」と、この基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成しています。また、図 1-1 に示すとおり、それぞれ、ごみに関する部分である「ごみ処理基本計画」及び「ごみ処理実施計画」と、生活排水に関する部分である「生活排水処理基本計画」及び「生活排水処理実施計画」から構成しています。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」p.2 の図 1 を加工して作成

図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

(2) 他の計画との関係

本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

関連する計画・法律と本計画との関係を図 1-2 に示します。

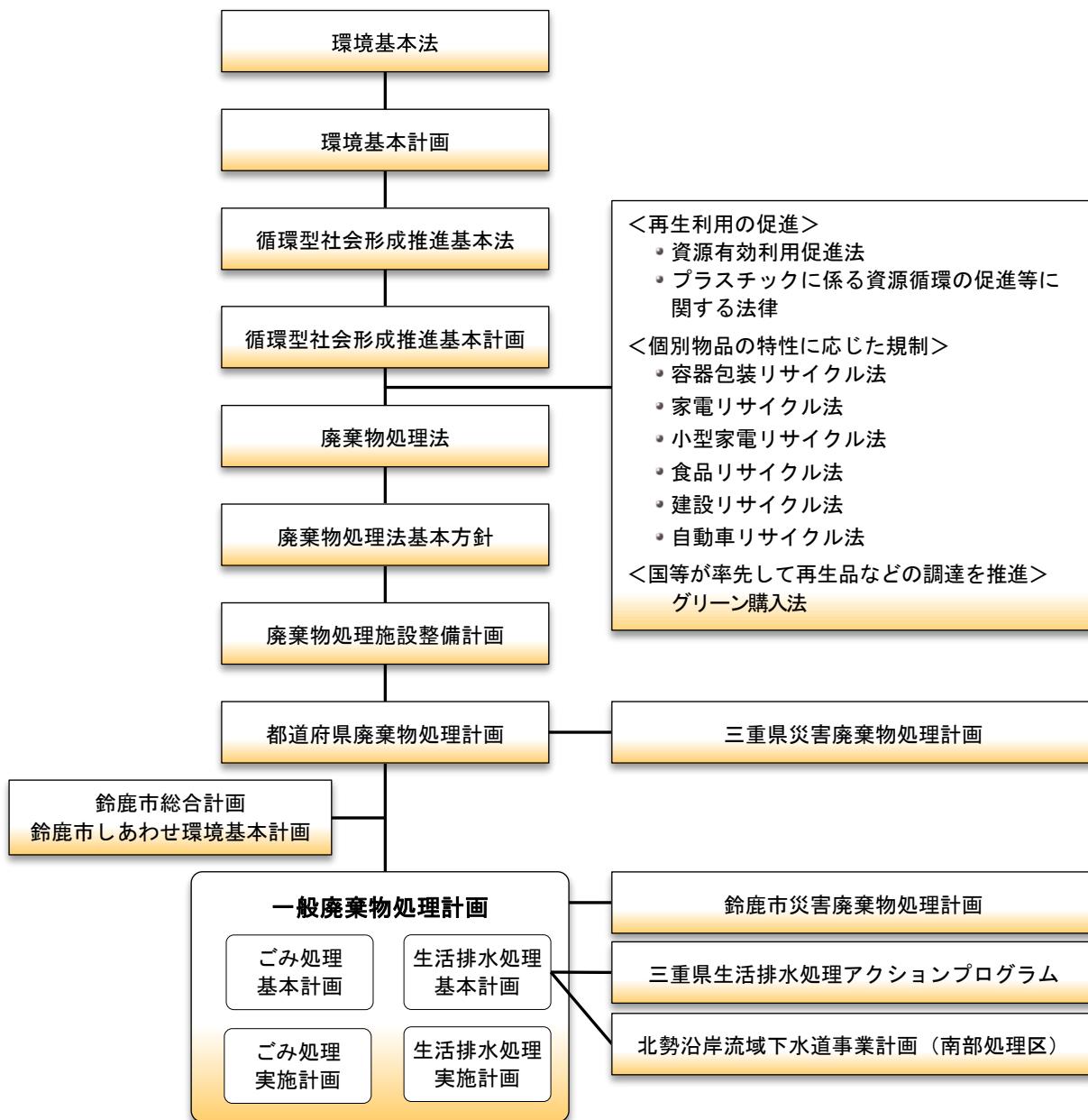


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係

(3) 鈴鹿市総合計画2031との関係

鈴鹿市総合計画2031では、鈴鹿市まちづくり基本条例が目指す「みんなで協力して、活力ある、住みよい鈴鹿市」を実現するために、『ひとがつながりDXで未来を拓く#最高に住みやすいまち鈴鹿』を将来都市像とし、これを具現化し、魅力あるまちづくりを進めるため、分野別に6つのビジョンを掲げて推進します。

また、ビジョンの趣旨や市民の生活実感を踏まえて進行管理をしていくため、ビジョンの達成度を測る指標となる具体的な取組目標として「みんなの目標」を設定します。

本計画では、鈴鹿市総合計画2031の個別計画に位置づけ、ビジョンのひとつ「自然と調和し、快適な都市環境を未来へつなぐまち」の下、持続可能な社会の実現を目指します。

自然と調和し、快適な都市環境を未来へつなぐまち

【みんなの目標】

- ①カーボンニュートラル社会と循環型社会に向けた取組が進められている。
- ②豊かな自然と生活環境が保全されている。
- ③海や河川の水質が改善されるとともに、安全・安心な水道水が供給されている。

第2節 計画策定と進行管理

1 計画の策定と周知

本計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の7「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「市廃棄物処理条例」という。）第7条に規定される廃棄物減量等推進審議会の意見及びパブリックコメントによる市民の意見等を踏まえ策定しました。

本計画は、冊子・市ホームページへの掲載により、市民、事業者に広く周知します。

2 進行管理

本計画で掲げた施策を着実に推進し、目標を実現するために、PDCAサイクルにより施策の実行、評価を行い、定期的な見直しを行います。

(1) 計画

本計画の施策を実行するにあたり、成果指標を設定します。

(2) 施策の実行

廃棄物処理法第6条の2の規定に基づき、本計画に従って、市の区域内のごみを生活環境保全上支障が生じないように収集し、これを運搬し、再生及び処分するための施策を設定し、実行します。

また、市の区域内の生活排水を生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理するための施策を設定し、実行します。

(3) 評価

表1-1に示す見直し及び策定時期に、本計画で設定する成果指標に対しての進捗状況を評価し、その結果を公表します。

(4) 見直し

表1-1に示す見直し時期に見直しを行います。また計画策定の前提が大きく変わった場合、又は評価結果に基づき取組の方向性を大きく変更する必要が生じた場合についても、見直しを行います。見直し案については、審議会及び市民から広く意見を募集し、その結果を反映させることによって、より良い計画策定に努めます。

第2章 鈴鹿市の現況

1 位置及び概況

本市は、三重県の北中部に位置し、面積は 194.46km²、四日市市、亀山市、津市及び滋賀県に接し、東に伊勢湾、西に国定公園に指定された鈴鹿山脈が連なる豊かな自然に恵まれたまちです。また、気候は温暖で、市の中央部には一級河川の鈴鹿川が流れ、広々とした田園地帯から丘陵地、そして鈴鹿山脈へと市域が広がっています。

一方、交通アクセスについては、平成 31 年 3 月に新名神高速道路が開通したこと、東名阪自動車道はもとより、東名高速道路、名神高速道路、新東名高速道路とともに国土軸のダブルネットワークとして三大都市圏が結ばれ、人の交流と物流を支える大動脈が形成されました。また、令和●年▲月に国道 23 号中勢バイパスが全線開通し、その他にも鈴鹿四日市道路の事業着手、鈴鹿亀山道路の都市計画決定、令和 8 年度には東海環状自動車道の全線開通が予定されているなど、今後益々交通の利便性向上が期待されています。

1942（昭和 17）年 12 月、2 町 12 力村が合併し、人口約 5 万 2,000 人から出発した本市は、中部圏の中心の名古屋市へは 50 km、近畿圏の中心の大阪市へも 100 km の距離にあり、中部圏と近畿圏の中心に位置する地理的優位性のもと、自動車産業など数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として、また、水稻をはじめ花木・植木の生産も盛んであり、農業と工業がともに成長した「緑の工都」として発展してきました。さらに F1 日本グランプリレースをはじめとする自動車や二輪車の国際的なレースの開催等により、国際的な観光都市として知られています。



図 2-1 鈴鹿市の位置

2 人口動態

本市の人口及び世帯数の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

2020（令和 2）年 10 月 1 日現在の人口は、195,670 人であり、四日市市、津市に次ぐ県下第 3 位の人口規模となっています。1995（平成 7）年に 179,800 人であった人口は、増加傾向にありましたが、2010（平成 22）年度からは減少に転じています。

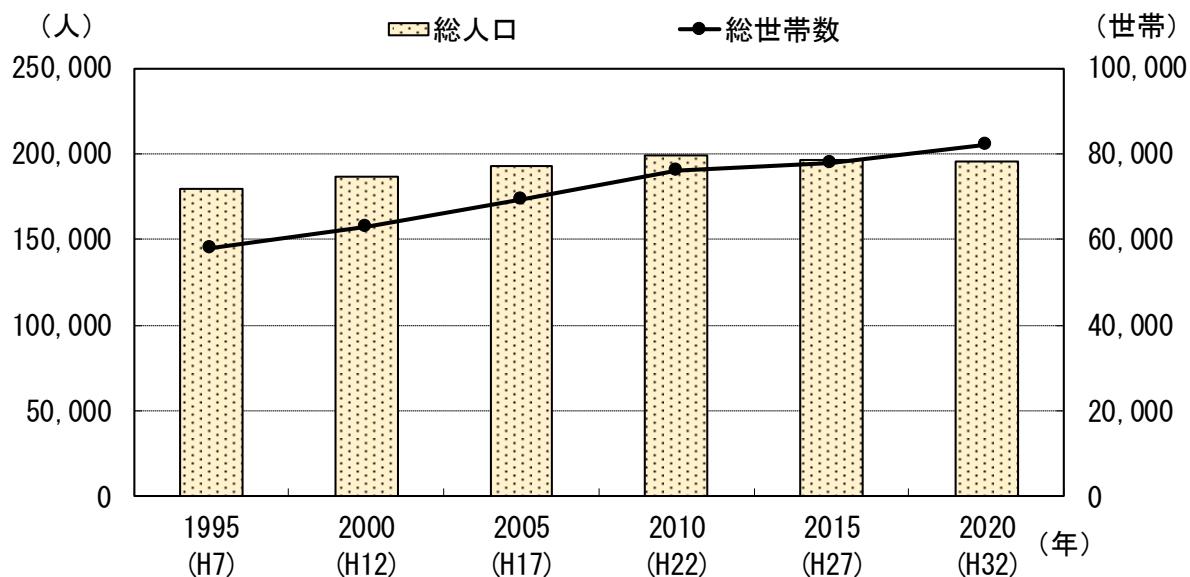
世帯数は、単身世帯の増加や核家族化の進行により増加傾向にあり、2020（令和 2）年 10 月 1 日現在で 82,158 世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年	項目	総人口 (人)	増加人口 (人)	総世帯数 (世帯)	増加世帯数 (世帯)
1995 (H7)	179,800	5,695	57,774	4,030	
2000 (H12)	186,151	6,351	62,960	5,186	
2005 (H17)	193,114	6,963	69,122	6,162	
2010 (H22)	199,293	6,179	75,868	6,746	
2015 (H27)	196,403	-2,890	77,725	1,857	
2020 (R2)	195,670	-733	82,158	4,433	

※各年 10 月 1 日現在

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）



※各年 10 月 1 日現在

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

図 2-2 人口及び世帯数の推移

3 産業の動向

(1) 産業の特色

本市の産業は、農業、工業及び商業・観光業を中心として高い生産性を誇っています。

農業のなかでも、花木・植木は「三重サツキ」などブランド化され、さまざまな品目が生産されています。また、伊勢茶ブランドで煎茶やかぶせ茶の生産が盛んに行われています。

工業については、製造業のうち、製造品出荷額、事業所数、従業員数のいずれも自動車製造業が高い割合を占めています。また、民間の工業団地の造成も進み、今後は、新たな企業の進出も見込まれます。

商業・観光業では、F1 日本グランプリレースをはじめとする自動車や二輪車の国際的なレースの開催等により、国際的な観光都市として発展しています。また、市内に県下有数の大型商業施設もあり、市内のみならず近隣市からの買い物客も訪れ、賑わっています。

(2) 就業者別に見る本市の産業構造

本市の産業分類別就業者数及び構成比の推移を表 2-2 に示します。

就業者数は、1995（平成 7）年度以降増加していましたが、2010（平成 22）年度から減少に転じ、2020（令和 2）年度は 94,135 人となっています。

第一次産業、第二次産業ともに就業者数は減少しており、約 20 年間で第一次産業では約 1,800 人、第二次産業では約 6,300 人減少しています。一方、第三次産業の就業者数は約 20 年間で 3,800 人増加しており、本市の総就業者数の約 60% を占めています。

表 2-2 産業別就業者及び構成比の推移

（単位：人）

項目 \ 年	2000 (H12)		2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)		2020 (R2)	
総就業者数	95,477	100.0%	97,777	100.0%	96,396	100.0%	94,353	100.0%	94,135	100.0%
第一次産業	4,208	4.4%	3,790	3.9%	2,866	3.0%	2,773	2.9%	2,349	2.5%
第二次産業	39,307	41.2%	37,236	38.1%	33,317	34.6%	32,574	34.5%	32,960	35.0%
第三次産業	51,691	54.1%	54,249	55.5%	53,041	55.0%	55,706	59.0%	55,478	58.9%
分類不可能の産業	271	0.3%	2,502	2.6%	7,172	7.4%	3,300	3.5%	3,348	3.6%

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理の概要

本市の清掃事業の対象としているごみは、一般家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生する一般廃棄物です。

清掃事業は、家庭系ごみの収集・運搬から中間処理及び最終処分に至るまでの地方公共団体が行う業務です。また、その運営体制は、収集・運搬、中間処理及び最終処分は事業者に委託し、管理業務等の一部を直営にて行っています。

(1) 本市の廃棄物処理施設

本市から排出されるごみは鈴鹿市清掃センター（以下「清掃センター」という。）及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（以下「不燃物リサイクルセンター」という。）にて処理を行っています。

もやせるごみは清掃センターに搬入され、焼却処理された後に発生する灰を資源化しています。また、プラスチックごみ、もやせないごみは不燃物リサイクルセンターに搬入され、適切な処理を経て、資源物は再資源化し、不燃物は隣接する最終処分場にて埋立処理を行っています。

また、両施設に搬入された資源ごみは、適切に再資源化を行っています。

表 3-1 清掃センターの概要

施設名称	鈴鹿市清掃センター
所在地	鈴鹿市御園町 3688 番地
公称能力	270t/24h (90t/24h × 3基)
業務開始	2002（平成14）年8月
処理対象物	可燃ごみ
敷地面積	45,967.06m ²
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上4階 地下1階 延床面積 11,591m ² 煙突高さ 鉄筋コンクリート造 59m
焼却設備	焼却炉：連続燃焼式ストーカ炉(90t/24h) × 3炉
余熱利用設備	蒸気タービン：多段衝動復水タービン 発電機：三相交流同期発電機(3,000kW)

表 3-2 不燃物リサイクルセンターの概要

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（2期事業）
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地
土地所有	借地方式
業務開始	容器包装プラスチック処理系統 2010（平成 22）年 4 月 不燃・粗大ごみ処理系統、ペットボトル処理系統、有害ごみ処理系統 2011（平成 23）年 4 月
事務所	管理棟面積 864m ²
処理対象物	【処理施設】 容器包装プラスチック、不燃ごみ・粗大ごみ、ペットボトル、有害ごみ
処理能力	容器包装プラスチック処理系統 22t/(5h・日) 不燃・粗大ごみ処理系統 44t/(5h・日) (5種選別) ペットボトル処理系統 2t/(5h・日) 有害ごみ処理系統 2t/(5h・日)
処理施設 (延床面積)	容器包装プラスチック処理棟 3,760m ² 不燃・粗大ごみ処理棟 3,470m ² ストックヤード・計量棟 (2 棟) 1,060m ² 構造 地上 3 階建 鉄骨造一部 RC 造 (容器包装プラスチック処理施設) 地上 3 階建 鉄骨造一部 RC 造 (不燃・粗大ごみ処理施設) 地上 2 階建 RC 造 (管理棟) 地上 1 階建 鉄骨造 (ストックヤード棟、計量棟 (2 棟)) ごみ計量機 3 基 (入口側 : 2 基、出口側 : 1 基) 最大目盛 30t 最小目盛 10 kg

表 3-3 最終処分場の概要

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（2期事業）
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地
事務所	管理棟面積 864m ²
埋立対象物	【最終処分施設】 破碎不燃物、プラスチック固化物、土砂、がれき
敷地面積	1 期事業 98,800m ² 2 期事業 23,400m ²
埋立面積	1 期事業 48,000m ² 2 期事業 15,600m ²
埋立容量	1 期事業 335,900m ³ 2 期事業 125,300m ³
洪水調整池	13,500m ³
処理能力	【浸出水処理施設】 450m ³ /24h (日平均)
調整槽容量	5,400m ³ (1 期事業 : 2,300m ³ 、2 期事業 : 3,100m ³)
処理方式	接触酸化方式： 生物脱窒素処理 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着 + キレート樹脂吸着 + 減菌



【鈴鹿市清掃センター】



【鈴鹿市不燃物リサイクルセンター】

また、本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

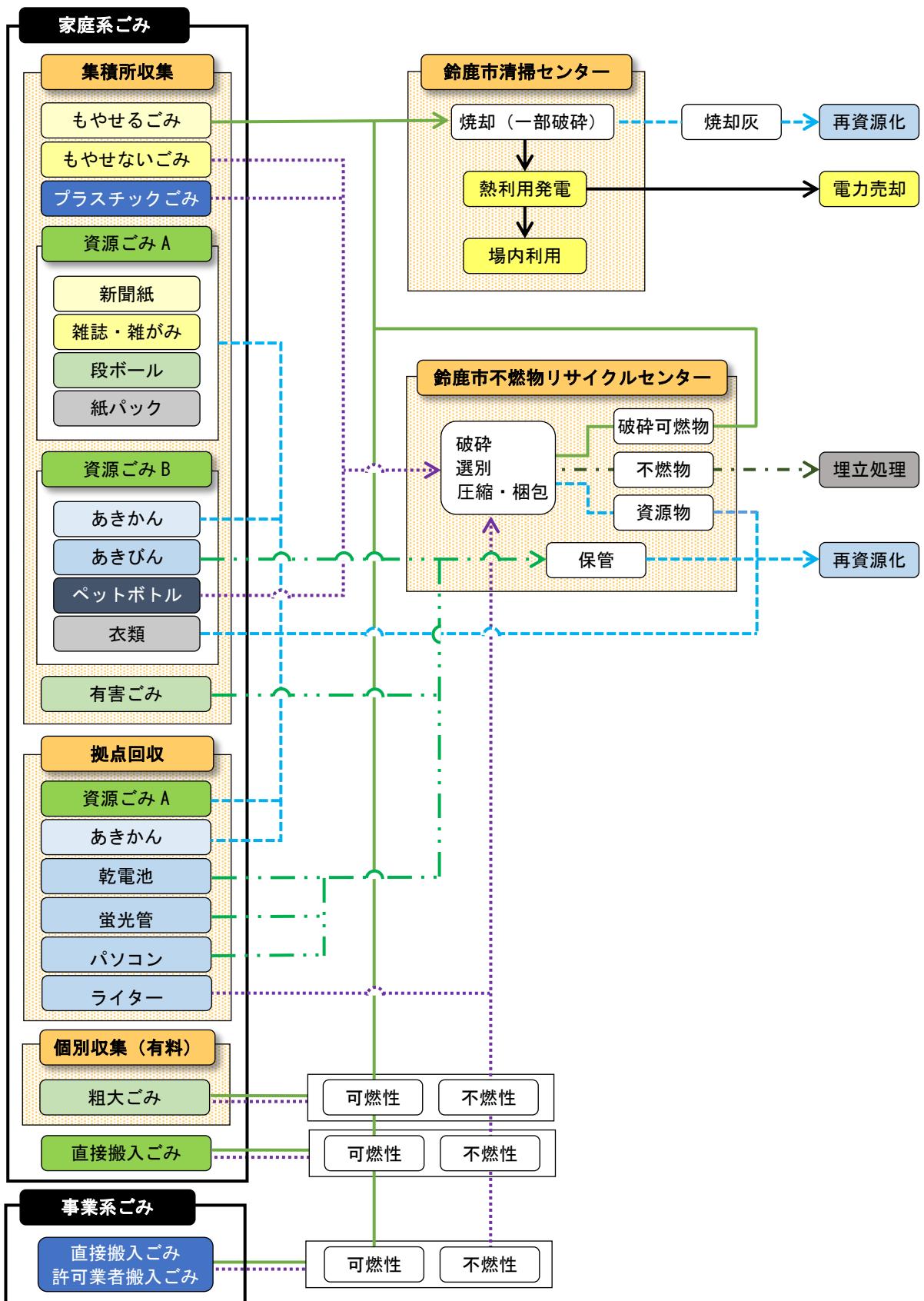


図 3-1 ごみ処理フロー

(2) 家庭ごみの分別区分

ごみの分別の区分と対象物を表 3-4 に示します。

収集対象ごみは、もやせるごみ、もやせないごみ、プラスチックごみ、資源ごみ A（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）、資源ごみ B（あきかん、あきびん、ペットボトル、衣類）、有害ごみ、粗大ごみの分別としています。

表 3-4 ごみの分別区分と対象物

分別の区分		対象物
も や せ る ごみ		紙類、布類、木製類、生ごみ等 ※ 紙くず、庭木の剪定ごみ、紙おむつ、ペット用砂、ぬいぐるみ、使い捨てカイロ、保冷剤、カーペット、カーテン、ビデオテープ、カセットテープ等
も や せ な い ごみ		金属、ガラス、陶磁器、ゴム、プラスチック製品等 ※ CD・MD・DVD、ハンガー、電球、靴、やかん、フライパン等、アルミホイル・アルミ容器、ゴム製品、除湿剤、乾燥剤、傘、スポンジ、バケツ、食器、プランター、ビニールひも等
プラスチックごみ		プラマークがついているもの プラスチック製容器包装 ※ カップ・パック類、袋・フィルム類、フタ・キャップ類、トレイ類、ボトル類、チューブ類、緩衝材類等
資源ごみA	新 聞 紙	新聞紙（折込広告等のチラシを含む）
	雑 誌 ・ 雜 が み	雑誌、雑がみ（はがき、菓子の空箱、包装紙、古本、カレンダー等を含む）
	段 ボ 一 ル	段ボール
	紙 パ ッ ク	紙パック
資源ごみB	あ き か ん	飲食料品（ジュース、ビール、缶詰、菓子、粉ミルク、ペットフード等）が入っていたもの
	あ き び ん	飲食料品（飲み薬を含む）・化粧品が入っていたもの
	ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトルマークがついているもの
	衣 類	衣類（毛布、タオルを含む）
有 害 ご もみ		乾電池、蛍光管、鏡、水銀体温計等
粗 大 ご もみ		本市認定ごみ袋に入らないもの又は5kg以上のもの（木製家具、ベッド、マットレス、ガスレンジ、バッテリー、自転車、電化製品、電子レンジ、石油ストーブ）等

(3) 市で処理していない一般廃棄物

(ア) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の内訳を表 3-5 に示します。

廃棄物処理法で定める「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められているもので「ばいじん」及び「感染性一般廃棄物」については、法で定められた方法により、排出者自らの責任により適正に処理することとしています。

表 3-5 特別管理一般廃棄物

種類	備考
PCB を使用した部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

(イ) 家電 4 品目

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）において再商品化の対象となる家電 4 品目（洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ）については、同法に基づき排出者自らが製造メーカー等へ引渡してリサイクルするものとしています。

(ウ) 適正処理困難物

処理する際に適正に処理ができないものは、適正処理困難物として、排出者自らが販売店、取扱店又は製造メーカーへ引き渡して処分することとしています。

本市で処理できない適正処理困難物は、タイヤ、ガソリン・灯油等で、詳細については、市廃棄物処理条例第 9 条に基づき、一般廃棄物処理実施計画にて指定します。

(エ) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、国の示す「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(2008(平成 20)年 3 月 在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)」に基づき、注射針等の鋭利なものについては、原則として使用者が医療機関等へ返却して処分します。また透析バック、ストマ（人工肛門）等の非鋭利なものについては一般廃棄物として、市の施設で適正に処理します。

(4) 家庭ごみの収集体制

家庭ごみの収集体制を表 3-6 に示します。

収集区域は本市全域です。ただし、鈴鹿市采女が丘町は、四日市市の采女が丘団地内にあることから四日市市に一般廃棄物の収集及び処理を委託しています。

表 3-6 家庭ごみの収集体制

分別の区分		収集方法	集積所数	回数	車両及び台数		
もやせるごみ		集 積 所 収 集	3,855	週 2 回	2t パッカー車	35	
もやせないごみ			3,513	月 1 回			
プラスチックごみ				週 1 回			
有害ごみ			2,150	年 3 回			
資源ごみ	新聞紙		597	月 2 回			
	雑誌・雑がみ			4t パッカー車			
	段ボール						
	紙パック						
資源ごみ	あきかん			2t パッカー車	3		
	あきびん			2t 特殊車両	3		
	ペットボトル			2t 平ボディー車	1		
B	衣類			2t 平ボディー車 軽トラック	1		
粗大ごみ		戸別有料収集	—	随時	2t 平ボディー車 軽トラック	3 1	

(2023(令和5)年4月1日現在)

(5) ごみの適正な処理及びこれを実施する者

本市のごみの分別区分ごとの処理方法、処理施設及び処理主体を表 3-7 に示します。

これらの体制を取りながら収集・運搬については、委託業者や収集運搬許可業者（以下、「許可業者」とする。）へ適正処理の指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に基づいて、安定した中間処理及び最終処分・資源化を進めます。

表 3-7 区分別の処理方法と処理施設及び処理主体

分別の区分		処理方法	処理施設等		処理主体		
			1次処理	2次処理	収集・運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	委託			
もやせないごみ	埋立 リサイクル	不燃物リサイクルセンター	売却	委託			
プラスチックごみ	リサイクル	不燃物リサイクルセンター	委託	委託			
資源ごみA	新聞紙	リサイクル	売却	—	委託		
	雑誌・雑がみ	リサイクル	売却	—	委託		
	段ボール	リサイクル	売却	—	委託		
	紙パック	リサイクル	売却	—	委託		
資源ごみB	あきかん	リサイクル	売却	—	委託		
	あきびん	リサイクル	委託 売却	—	委託		
	ペットボトル	リサイクル	不燃物リサイクルセンター	委託	委託		
	衣類	リサイクル	売却	—	委託		
有害ごみ	その他	委託	—	委託			
粗大ごみ	焼却 埋立 リサイクル	清掃センター 不燃物リサイクルセンター		委託			
家庭系（可燃性）	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	排出者			
家庭系（不燃性）	リサイクル 埋立	不燃物リサイクルセンター	(金属類) 売却	排出者			
事業系（可燃性）	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	排出者 許可業者			
事業系（不燃性）	リサイクル 埋立	不燃物リサイクルセンター	(金属類) 売却	排出者 許可業者			

委託
市
及び
委託

(6) 国・県の主な動向

国は、令和 5 年 6 月 30 日に新たな廃棄物処理施設整備計画が閣議決定しました。

新たな廃棄物処理施設整備計画では、気候変動への対応について、「2050 年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。また、「3R・適正処理の推進」について、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しており、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させています。

また、同日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められる「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成 28 年改正以降の 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進や、地域循環共生圏の構築推進及びライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえて、変更されています。

一方、三重県では令和 3 年 3 月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しています。これは令和 2 年 3 月に策定された三重県環境基本計画で掲げる 5 本の施策の柱のうちの 1 本である「循環型社会の構築」を実現するためのものであり、市町が策定する一般廃棄物処理基本計画と連携しつつ、廃棄物関係の個別計画の指針となるものとなっています。

本計画においても、これらの方針に沿ったものとする必要があります。

2 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の実績

ア ごみ排出量の内訳

ごみ排出量の内訳を表 3-8 及び図 3-2 に示します。

ごみ排出量は、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度まで、家庭系ごみ排出量は減少、事業系ごみは増加を続けていましたが、新型コロナウイルス感染症による影響から、2020（令和 2）年度は家庭系ごみが増加、事業系ごみは減少となり、2021（令和 3）年度はいずれも減少しています。

なお、2022（令和 4）年度のごみ排出量は 66,637 t となっています。

表 3-8 ごみ排出量の実績

（単位：t）

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
ごみ排出量		70,070	70,251	70,710	69,211	68,816	68,715	69,112	67,995	66,322	66,637
家庭系ごみ排出量		50,831	51,148	50,533	49,030	48,597	48,316	48,306	48,667	47,285	46,847
収集ごみ		40,291	40,292	39,242	38,393	38,038	37,788	37,790	37,937	36,903	36,300
もやせるごみ		31,580	31,745	31,187	30,784	30,590	30,372	30,488	30,281	29,591	29,247
プラスチックごみ		2,664	2,798	2,757	2,706	2,693	2,704	2,716	2,680	2,569	2,480
もやせないごみ		2,579	2,582	2,550	2,431	2,475	2,469	2,394	2,504	2,297	2,158
有害ごみ		50	53	51	45	45	49	49	51	53	49
資源ごみ		2,896	2,617	2,167	1,912	1,702	1,598	1,532	1,744	1,746	1,724
粗大ごみ		521	497	530	514	533	596	612	677	645	642
直接搬入ごみ		7,339	7,841	8,437	8,056	8,251	8,560	8,603	9,317	9,051	9,246
拠点回収		10	11	11	10	11	11	12	13	13	15
あきかん回収事業		9	6	6	6	6	5	6	6	6	5
集団回収		3,182	2,997	2,837	2,565	2,291	1,952	1,895	1,394	1,313	1,282
事業系ごみ排出量		19,239	19,103	20,178	20,180	20,218	20,398	20,806	19,328	19,036	19,789

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

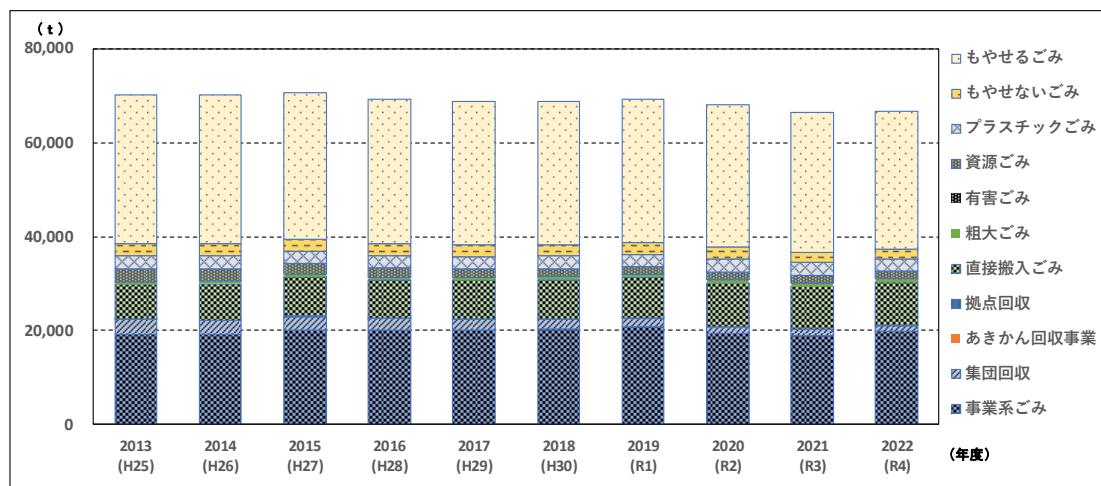


図 3-2 ごみ排出量の実績

イ 市民 1 人 1 日あたりのごみ量の推移

市民 1 人 1 日あたりのごみ量の内訳を表 3-9 及び図 3-3 に示します。

本市の人口は年々減少していますが、ごみの総排出量も減少傾向が続いており、2022（令和 4）年度の1 人 1 日当たりのごみ排出量は 928g となっています。

その主な要因としては、家庭系ごみの減少率の低下と事業系ごみの増加が考えられます。

表 3-9 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績

（単位：g/人・日）

年度 項目	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
鈴鹿市 (実績)	953	958	966	946	939	939	945	935	919	928
三重県	986	975	959	950	945	947	947	947	938	-
全国	972	947	939	925	920	919	918	901	890	-

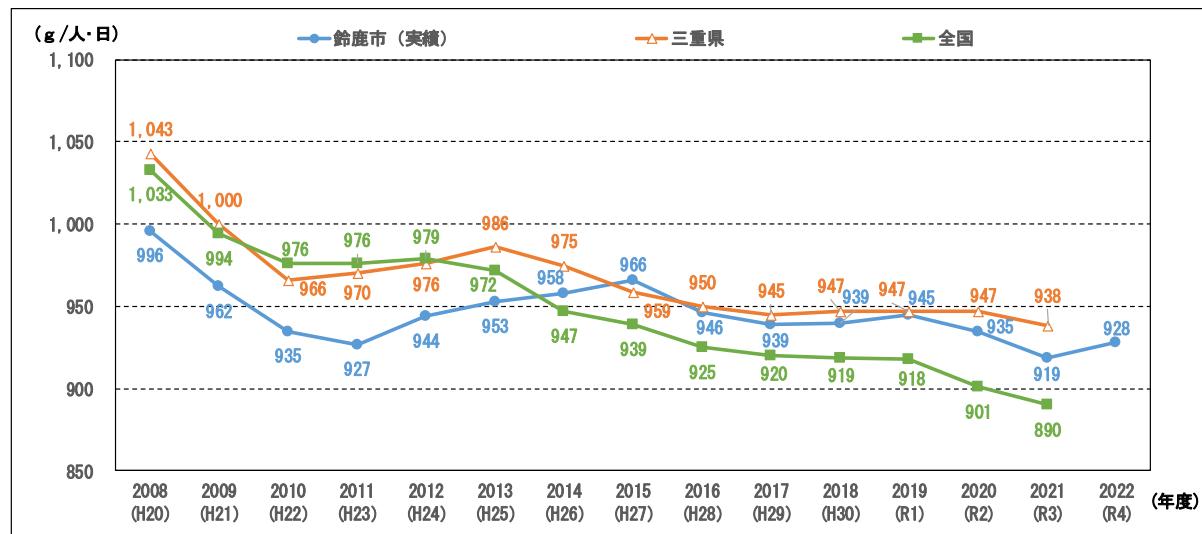


図 3-3 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

ウ 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

清掃センターへの直接搬入ごみ（可燃性）の内訳を表 3-10 及び図 3-4 に示します。

2022（令和 4）年度の直接搬入ごみ（可燃性）は 25,222t となっており、そのうち、約 76%が事業系搬入となっています。

搬入量は、2015（平成 27）年度まで増加傾向となっていましたが、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までは、ほぼ横ばいとなっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症による影響から、2020（令和 2）年度は市民搬入等が増加し、事業系搬入は大幅な減少となっており、2021（令和 3）年度も同じ状況となっています。

表 3-10 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

（単位：t）

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
直接搬入ごみ（可燃性）		23,080	23,486	24,983	24,883	24,561	24,950	25,406	24,523	24,269	25,222
市民搬入等		4,573	5,114	5,500	5,381	5,082	5,275	5,309	5,836	5,811	6,004
事業系搬入		18,507	18,372	19,483	19,503	19,479	19,676	20,097	18,687	18,458	19,219

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

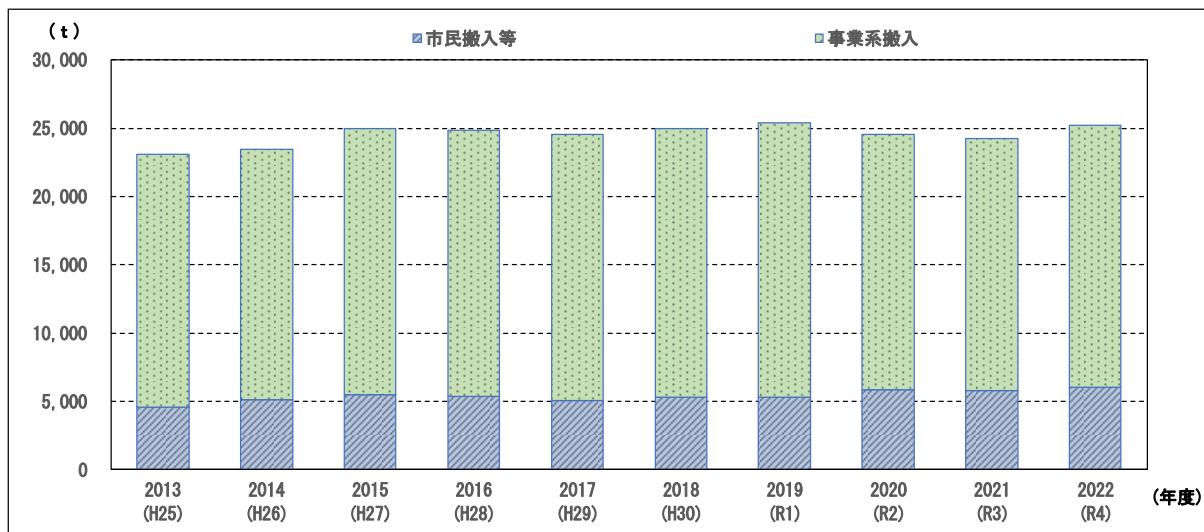


図 3-4 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

工 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

不燃物リサイクルセンターへの直接搬入ごみ（不燃性）の内訳を表 3-11 及び図 3-5 に示します。

2022（令和 4）年度の直接搬入ごみ（不燃性）は 3,812 t となっており、そのうち、約 85%が市民搬入等となっています。

搬入量は、可燃性直接搬入ごみ同様、新型コロナウイルス感染症による影響から 2020（令和 2）年度は市民搬入等が増加し、事業系搬入は大幅な減少となっており、2021（令和 3）年度はいずれも減少しています。

表 3-11 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

（単位：t）

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
		3,498	3,458	3,631	3,353	3,908	4,008	4,003	4,123	3,818	3,812
直接搬入ごみ（不燃性）		2,766	2,727	2,936	2,675	3,169	3,285	3,294	3,481	3,239	3,242
市民搬入等		732	731	694	678	739	723	709	642	579	571

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

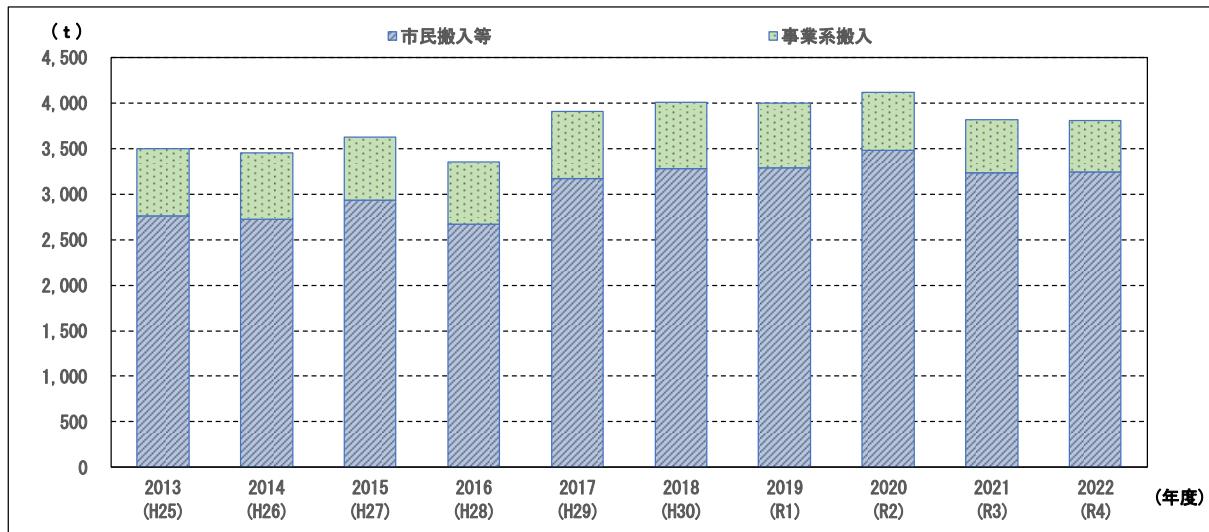


図 3-5 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

才 組成分析調査結果

令和5年7月に十宮町、江島一丁目及び伊船町の3地区を対象に、家庭系ごみにおけるもやせるごみの組成分析調査を実施しました。本市全体における組成分析調査結果（3地区の平均）を図3-6に示します。

本市全体の家庭系ごみにおけるもやせるごみの組成割合は、厨芥類に含まれる水分量の重さがあることから、厨芥類の比率がもっとも高く、次いで紙類、木・竹・ワラ類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の順に高くなっています。

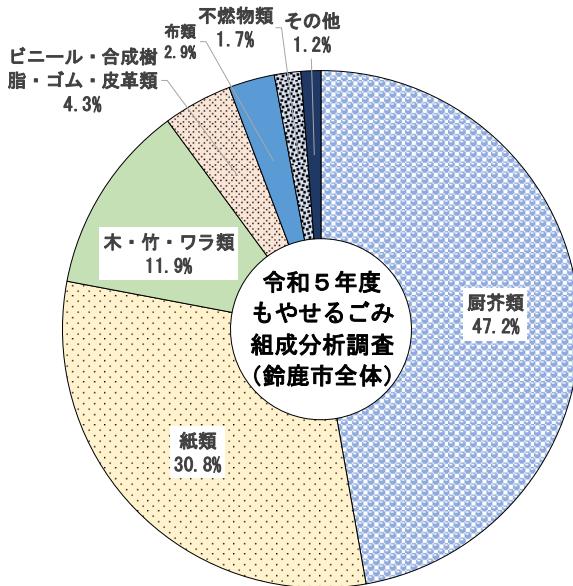


図3-6 家庭系ごみにおけるもやせるごみ組成分析調査結果（湿ベース）

○参考（乾ベースにおける本市の焼却対象ごみの組成分析結果）

令和4年度に清掃センターに搬入された焼却対象ごみを対象に、ごみ組成分析調査を実施した結果を図3-7に示します。

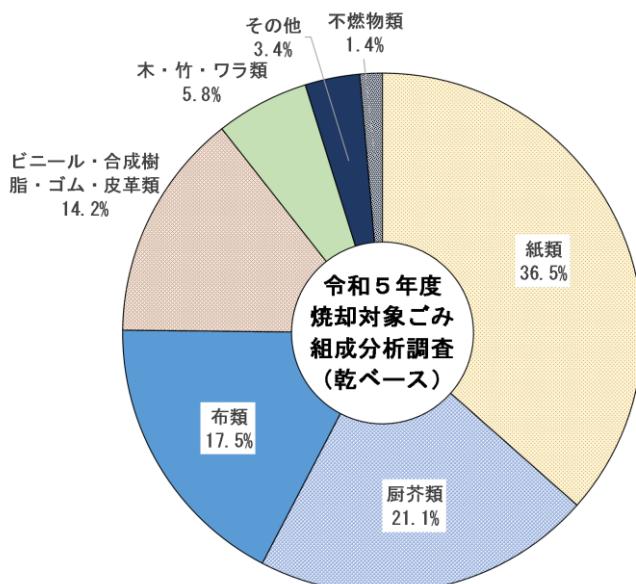


図3-7 焼却対象ごみ組成分析調査結果（乾ベース）

(2) 中間処理の実績

ア 焼却処理の内訳

清掃センターでは、収集ごみのうち、もやせるごみ及び粗大ごみ（可燃性）、直接搬入ごみ（家庭系・事業系可燃）、不法投棄ごみ（可燃性）、不燃物処理施設からの破碎可燃物、脱水ケーキ及びし尿処理施設からの脱水汚泥等を焼却処理しています。

焼却処理施設の搬入量実績を表 3-12 及び図 3-8 に示します。

焼却処理施設搬入量は、増減を繰り返しながら横ばい傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響から、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は収集ごみ及び直接搬入ごみともに減少しています。

表 3-12 焼却処理施設搬入量実績

項目	年度	(単位: t)									
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
焼却処理施設搬入量		61,237	61,564	62,235	61,908	61,550	61,759	62,738	62,014	60,056	60,655
収集ごみ（可燃性）		31,822	31,974	31,437	31,024	30,829	30,644	30,768	30,591	29,895	29,561
直接搬入ごみ（可燃性）		23,080	23,486	24,983	24,883	24,561	24,950	25,406	24,523	24,269	25,222
不燃物処理施設から		3,306	3,121	3,175	3,021	3,275	3,353	3,704	3,809	3,260	3,374
し尿処理施設から		3,029	2,982	2,640	2,980	2,885	2,812	2,859	3,090	2,632	2,498

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

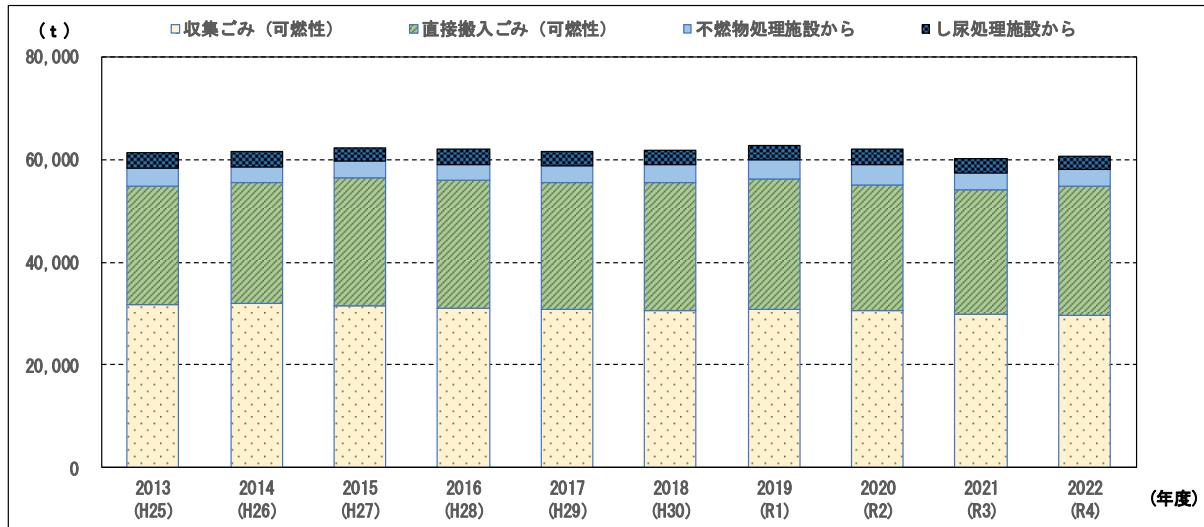


図 3-8 焼却処理施設搬入量実績

イ 不燃物処理の内訳

不燃物処理施設の処理量実績を表 3-13 及び図 3-9 に示します。

不燃物処理施設処理量は 2013 (平成 25) 年度から 2017 (平成 29) 年度までは減少傾向にありましたが、2018 (平成 30) 年度から 2020 (令和 2) 年度は増加傾向で推移し、2021 (令和 3) 年度以降は減少しています。

表 3-13 不燃物処理施設の処理量実績

(単位 : t)

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
不燃物処理施設処理量		9,500	9,072	9,184	8,794	8,788	9,327	9,573	10,192	9,321	8,992
破碎選別処理量		5,153	4,851	4,930	4,776	4,896	5,136	5,661	6,085	5,407	5,296
破碎可燃物		2,927	2,793	2,881	2,673	2,838	2,912	3,151	3,319	2,796	2,925
破碎不燃物		1,384	1,342	1,333	1,395	1,342	1,451	1,554	1,704	1,658	1,524
固化プラスチック		13	9	10	10	6	6	2	3	5	3
破碎鉄		754	648	643	642	655	708	886	962	854	753
破碎アルミニウム		75	59	63	56	55	59	68	97	94	91
資源化処理量		4,347	4,221	4,254	4,018	3,892	4,191	3,912	4,107	3,914	3,696
破碎鉄		754	648	643	642	655	708	886	962	854	753
スクラップ鉄		460	434	437	419	435	468	427	459	395	388
破碎アルミニウム		75	59	63	56	55	59	68	97	94	91
スクラップアルミニウム		25	27	23	19	19	22	20	23	20	20
非鉄金属		32	30	31	28	30	32	29	32	26	25
混合缶		46	48	49	47	50	51	52	55	51	50
カレット		635	623	608	514	475	545	475	468	476	450
ペットボトル		196	175	176	160	166	156	155	156	157	136
モーター類		4	3	5	4	4	2	3	4	4	3
パッテリー		7	7	6	7	7	7	9	11	9	8
プラスチック製容器包装		2,041	1,994	2,042	1,931	1,772	1,855	1,767	1,817	1,805	1,757
小型家電		70	173	171	191	224	286	21	23	23	15
外部処理量		3,442	3,244	3,303	3,117	3,436	3,443	3,796	3,940	3,391	3,470
破碎可燃物（清掃センター処理）		2,927	2,793	2,881	2,673	2,838	2,912	3,151	3,319	2,796	2,925
リサイクルセンター脱水ケーキ（清掃センター処理）		29	20	25	26	24	24	24	27	26	27
有害ごみ		108	103	103	70	137	72	68	104	105	69
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック製容器包装不適物（清掃センター処理）		378	328	295	348	437	435	553	490	464	449

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

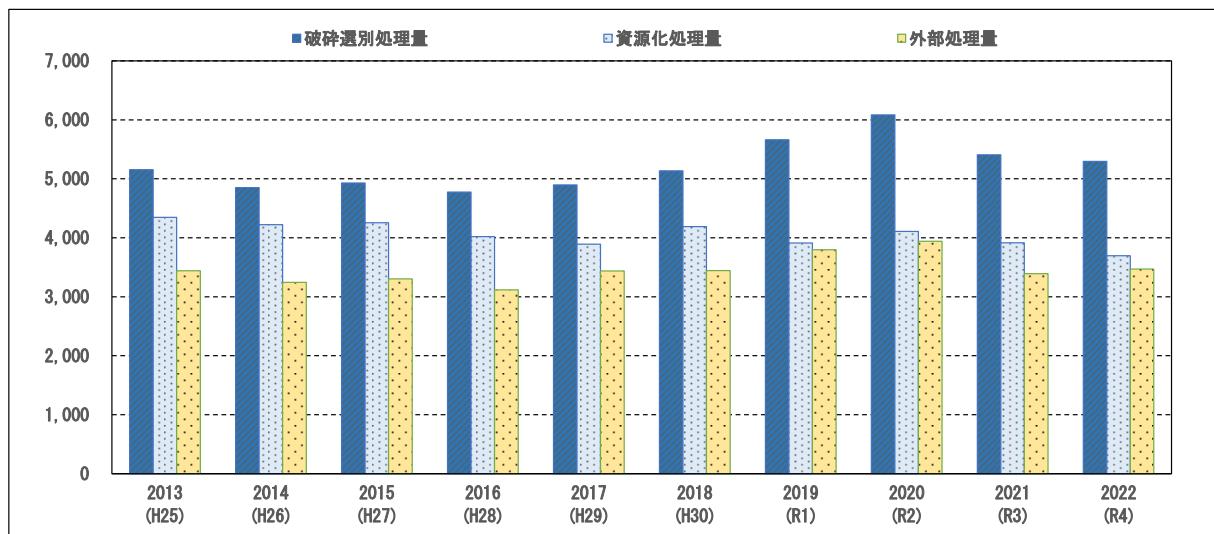


図 3-9 不燃物処理施設の処理量実績

(3) 資源化量の実績

ア 資源化量

資源化量の実績を表 3-14 及び図 3-10 に示します。

2013（平成 25）年度以降の資源化量は年々減少傾向にあり、2022（令和 4）年度の資源化量は 13,297 t となっています。また、ごみ排出量よりも資源化量の減少傾向の方が著しいことから、資源化率も年々低下しています。

なお、プラスチックごみは 2013（平成 25）年度よりプラスチック製容器包装として資源化しています。

表 3-14 資源化量の実績

（単位：t）

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
資源化量		17,436	16,787	16,198	15,489	14,854	14,490	14,344	14,011	13,439	13,263
新聞紙		778	664	478	416	321	268	231	280	293	313
雑誌・雑がみ		651	555	384	307	238	217	210	263	266	281
段ボール		487	463	409	348	288	257	235	276	272	253
紙パック		8	7	5	5	4	4	4	3	3	2
あきかん		207	189	172	159	153	147	144	149	146	135
カレット		635	623	608	514	475	545	475	468	476	450
ペットボトル		196	175	176	160	166	156	155	156	157	136
衣類		278	259	242	196	197	200	201	226	199	183
鉄		1,214	1,082	1,079	1,061	1,090	1,176	1,312	1,420	1,249	1,141
アルミニウム		101	86	86	75	73	81	87	120	114	111
混合缶		46	48	49	47	50	51	52	55	51	50
非鉄金属		32	30	31	28	30	32	29	32	26	25
モーター類		4	3	5	4	4	2	3	4	4	3
バッテリー		7	7	6	7	7	7	9	11	9	8
羽根布団		—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
焼却灰資源化量		7,498	7,433	7,419	7,475	7,471	7,254	7,516	7,313	7,033	7,116
プラスチック容器包装		2,041	1,994	2,042	1,931	1,772	1,855	1,767	1,817	1,805	1,757
小型家電		70	173	171	191	224	286	21	23	23	15
集団回収		3,182	2,997	2,837	2,565	2,291	1,952	1,895	1,394	1,313	1,282
ごみ排出量		70,070	70,251	70,710	69,211	68,816	68,715	69,112	67,995	66,322	66,637
資源化率 (%)		24.9	23.9	22.9	22.4	21.6	21.1	20.8	20.6	20.3	19.9

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

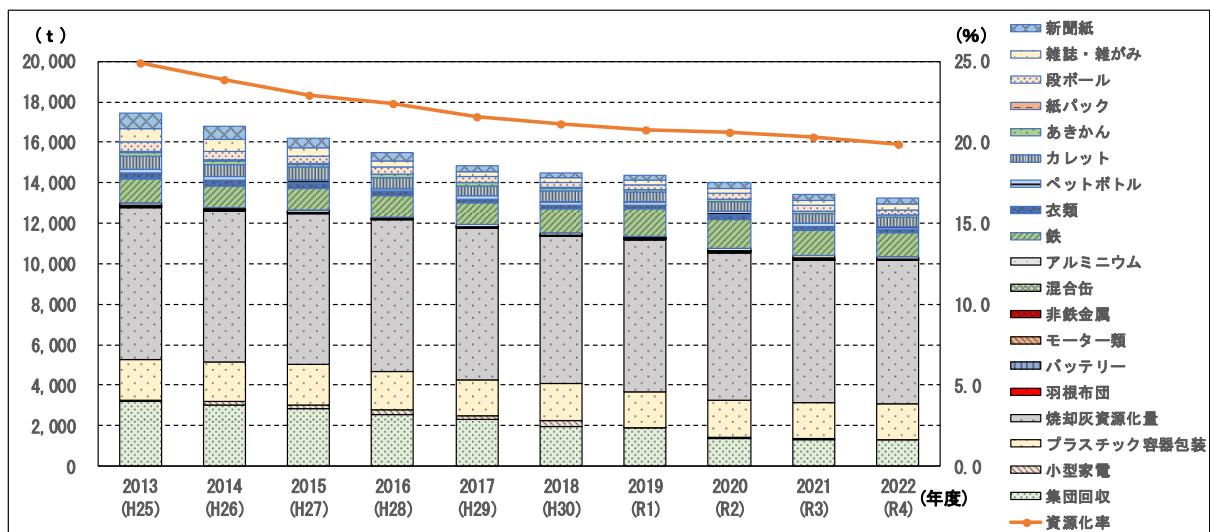


図 3-10 資源化量の実績

イ 行政回収における資源化量及び資源化率の推移

本市の資源化率（全国及び三重県と比較したもの）を図 3-11 に示します。

資源化量は年々減少傾向にあり、2013（平成 25）年度に対し、2022（令和 4）年度の資源化量は 76.3% となっています。また、ごみ排出量よりも資源化量の減少の方が著しいことから、資源化率* が年々低下しています。

なお、三重県（平均）の資源化率は本市よりも高い値で推移していましたが、三重ごみ固形燃料発電所が 2019（令和元）年 9 月に稼働終了したことに伴い、廃止及び休止した市町の RDF 化施設も多いことから、資源化率が著しく低下している一因となっています。

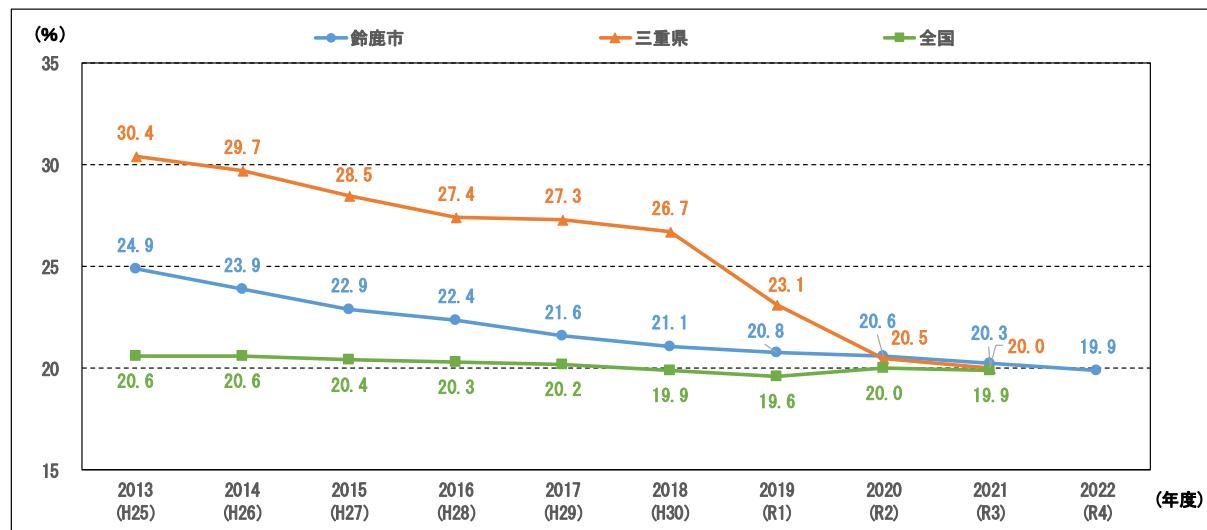


図 3-11 資源化率の実績（全国及び三重県との比較）

* 資源化率：資源化量の合計÷ごみ排出量

ウ 民間回収も含む資源化量及び資源化率の推移

民間回収も含む資源化量及び資源化率の内訳を表 3-15 及び図 3-12 に示します。

本市の資源化率は行政回収のみを計上していましたが、2019（平成 31）年 3 月以降、民間回収量を含めた資源化率として計上する方針としました。

資源化率の推移としては、行政回収のみによる資源化率は年々低下してきている一方で、民間回収を含む資源化率は横ばい傾向となっています。

なお、民間回収量の把握については、本市の小売事業者のみを対象としていますが、民間回収を行う事業者からの回収量の報告は、その報告事務が負担であるなどの理由から協力が得られにくく、その年度によって報告事業者が異なるなど、安定した把握が困難になってきています。

表 3-15 資源化量及び資源化率の実績
(行政回収における資源化率と民間回収も含む資源化率の比較)

(単位 : t)

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
資源化量		14,490	14,344	14,011	13,439	13,263
民間回収を含む資源化量		16,681	16,098	16,354	15,506	15,407
資源化率 (%)		21.1	20.8	20.6	20.3	19.9
民間回収を含む資源化率 (%)		23.6	23.3	23.3	22.7	22.4

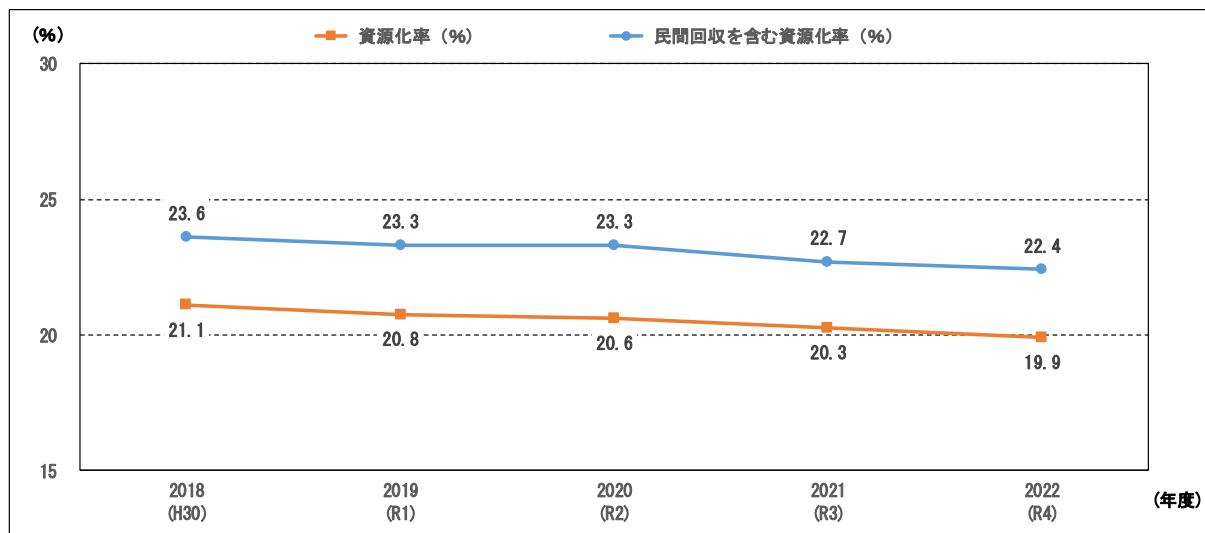


図 3-12 資源化率の実績（行政回収における資源化率と民間回収も含む資源化率の比較）

エ 収集資源ごみの内訳（プラスチックごみ含む）

収集資源ごみの内訳を表 3-16 及び図 3-13 に示します。

2022（令和 4）年度のプラスチックごみ（プラスチック製容器包装）を含む収集資源ごみの内訳は、プラスチックごみが約 59%を占め、新聞紙や雑誌・雑がみ等の紙類が約 19%を占めています。

収集量は年々減少傾向となっていましたが、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症対策による影響から、プラスチックごみは減少、資源ごみは増加となっています。

なお、2022（令和 4）年度の収集量は 2013（平成 25）年度から約 1,350 t 減少しています。

表 3-16 収集資源ごみの内訳

項目	年度	(単位: t)									
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
プラスチックごみ		2,664	2,798	2,757	2,706	2,693	2,704	2,716	2,680	2,569	2,480
資源ごみ		2,896	2,617	2,167	1,912	1,702	1,598	1,532	1,744	1,746	1,724
新聞紙		684	589	414	363	283	236	203	253	270	297
雑誌・雑がみ		490	419	272	221	175	158	156	210	226	244
段ボール		422	405	356	307	259	229	209	252	252	236
紙パック		7	6	5	4	4	4	3	3	2	2
あきかん		198	183	167	153	147	141	138	143	140	130
あきびん		629	595	556	503	475	455	443	449	441	418
ペットボトル		230	199	193	192	188	203	202	234	235	233
衣類		235	221	206	169	171	171	176	201	180	165
プラスチックごみ+資源ごみ		5,561	5,415	4,925	4,618	4,395	4,302	4,248	4,424	4,316	4,204

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

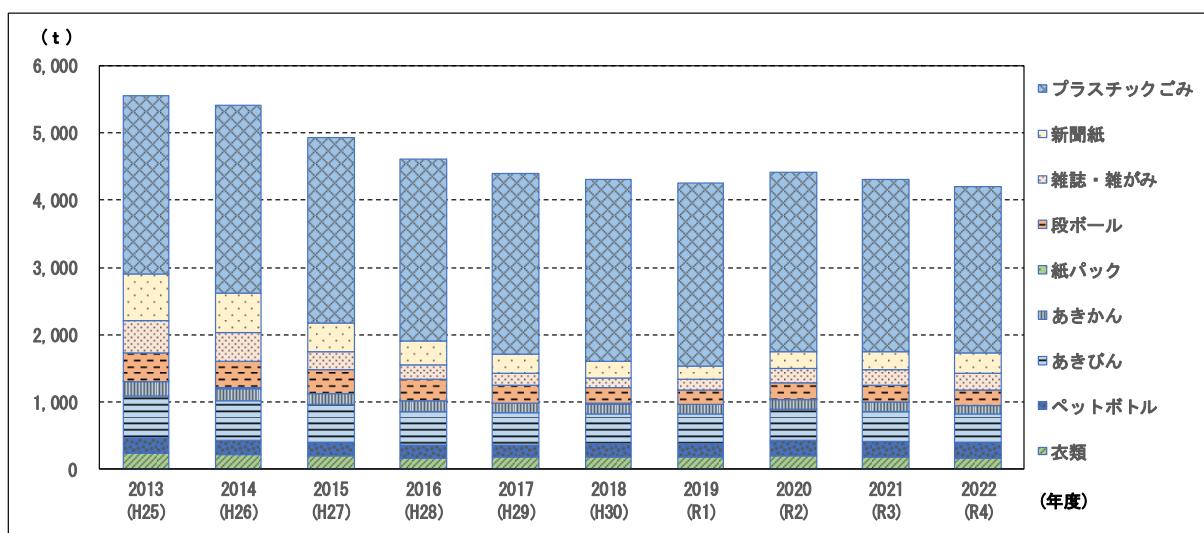


図 3-13 収集資源ごみの内訳

才 集団回収の内訳

集団回収量の内訳を表 3-17 及び図 3-14 に示します。

集団回収量は、年々減少傾向にあり、2013（平成 25）年度に対し、2022（令和 4）年度の回収量は 40.3%となっています。

回収品目の内訳では、新聞紙、雑誌類、段ボール類の回収量が多く、この 3 品目で全体の約 9 割以上を占めています。

表 3-17 集団回収量の実績

(単位: t)

項目 \ 年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
集団回収量	3,182	2,997	2,837	2,565	2,291	1,952	1,895	1,394	1,313	1,282
新聞紙	1,550	1,468	1,343	1,206	1,033	863	795	512	491	482
雑誌類	816	731	674	575	501	425	428	320	289	276
段ボール類	647	637	662	640	625	538	543	451	434	428
紙パック	11	11	9	9	8	8	8	7	6	7
金属類	29	33	31	27	17	15	14	13	10	9
アルミ類	30	29	29	27	27	25	26	22	21	19
びん類	49	49	50	50	50	50	51	47	43	40
布類	50	41	39	32	29	28	31	22	18	20

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

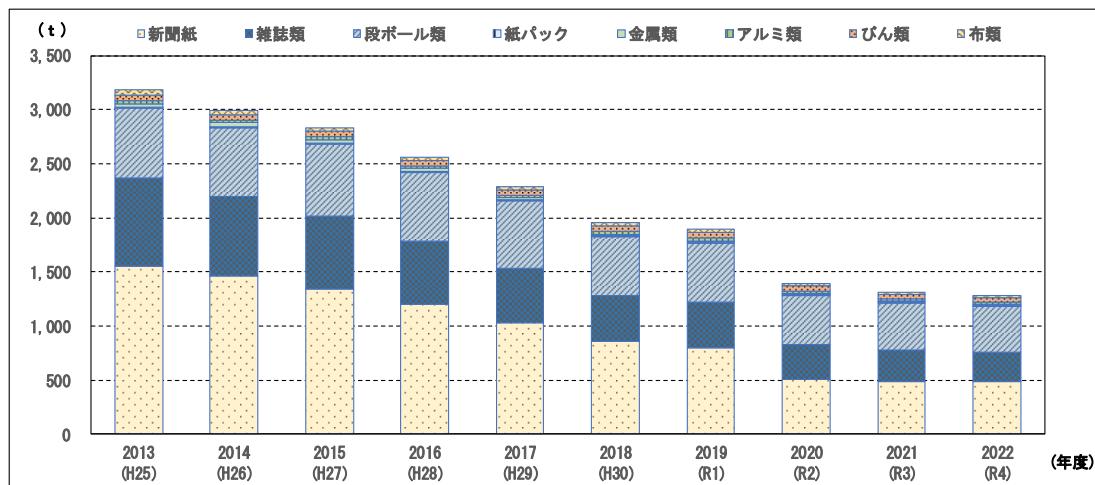


図 3-14 集団回収量の推移

(4) 最終処分の実績

最終処分場の処理実績を表 3-18 及び図 3-15 に示します。

2014(平成26)年度から2018(平成30)年度まで、覆土を除く最終処分量は微増傾向で推移していましたが、2019(令和元)年度・2020(令和2)年度はいったん減少、その後2018(平成30)年度の水準に戻っています。

また、最終処分場の累積埋立量と残余容量を表 3-19 に示します。

2022(令和4)年度の累積埋立容量は172,007m³、残余容量(1期分)は52,572m³です。

表 3-18 最終処分場の処理実績

項目 \ 年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
最終処分量	3,978	2,126	2,147	2,308	2,671	2,872	2,514	2,614	2,931	2,909
破碎不適物	1,384	1,342	1,333	1,395	1,342	1,451	1,554	1,704	1,658	1,524
固化プラスチック	13	9	10	10	6	6	2	3	5	3
土砂・がれき	191	239	211	213	314	287	230	164	199	200
覆土搬入	2,390	537	593	690	1,009	1,128	728	742	1,070	1,182

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

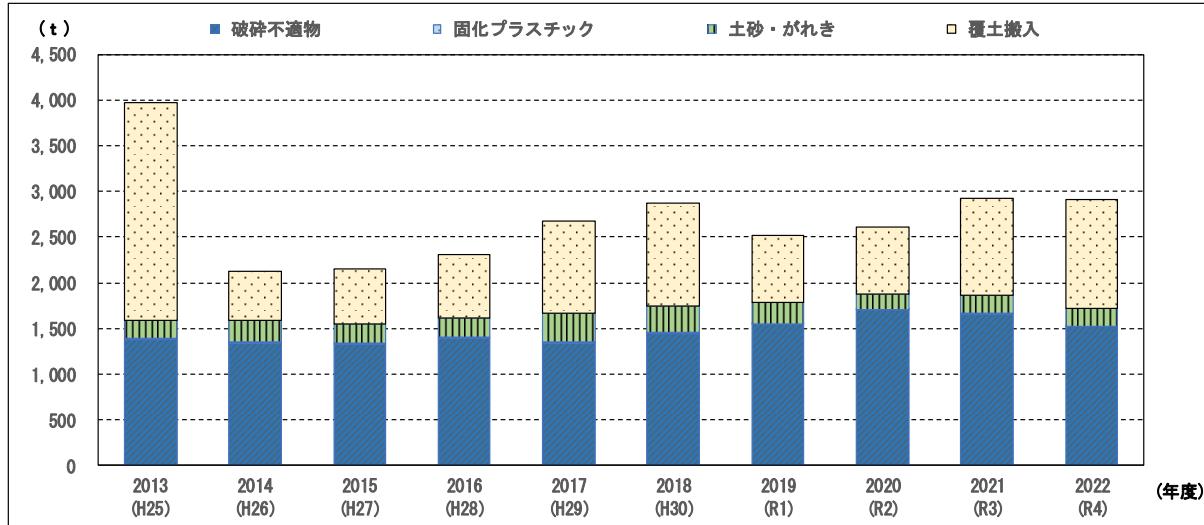


図 3-15 最終処分場の処理実績

表 3-19 最終処分場の累積埋立容量と残余容量(1期分)

項目 \ 年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
累積埋立量	154,019	154,725	157,037	158,492	160,240	163,747	161,879	166,032	168,854	172,007
残余容量	70,560	69,854	67,542	66,087	64,339	60,832	62,700	58,547	55,725	52,572

※ 累積埋立量については、中谷埋立地埋立量を記載

(5) その他の実績

ア 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業

生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入費助成金事業交付実績を表 3-20 及び図 3-16 に示します。

交付件数は平均して年間 125 件前後、交付金額は年間平均 100 万円前後となっています。

表 3-20 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業交付実績

項目 \ 年度	単位	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
交付件数	件	130	119	108	111	125	113	97	172	170	109
処理容器購入費	千円	3,790	3,437	2,875	2,491	2,603	3,190	2,371	3,429	4,223	3,779
交付金額	千円	1,001	950	807	795	836	927	681	1,219	1,384	1,030

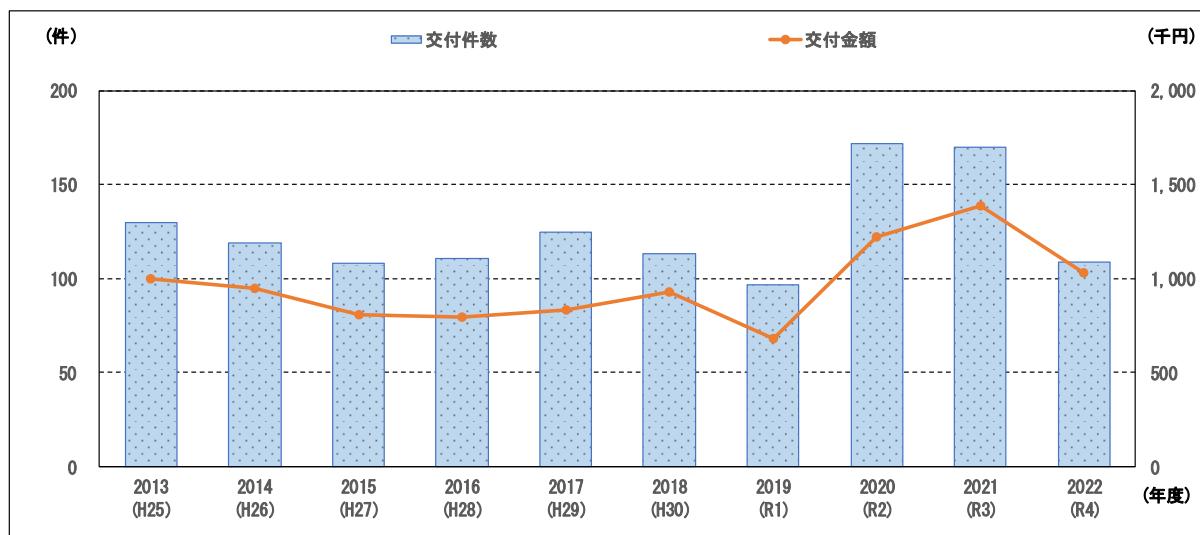


図 3-16 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入助成金事業交付件数と交付金額

イ あきかん回収事業（あきかんポスト）

あきかん回収事業の回収実績を表 3-21 及び図 3-17 に示します。

2013(平成 25)年度以降のあきかん回収事業の回収実績は減少傾向にあり、2022(令和 4) 年度の回収実績は、アルミ缶が 2,140 kg、スチール缶が 2,960 kg となっており、2013(平成 25) 年度より大幅に減少しています。

しかし、これは回収率の低下だけではなく、容器製造等事業者が容器包装の軽量化に対する取組を推進していることも原因のひとつと考えられます。

表 3-21 あきかん回収事業の回収実績

年度 項目	単位	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
アルミ缶	kg	4,790	3,750	2,780	2,700	2,930	2,460	2,600	2,860	2,910	2,140
スチール缶	kg	4,500	2,730	3,090	3,150	2,960	2,860	3,190	3,350	2,850	2,960
合計	kg	9,290	6,480	5,870	5,850	5,890	5,320	5,790	6,210	5,760	5,100
売却金額	円	266,256	213,540	159,451	90,877	167,738	141,233	145,073	160,985	166,320	157,520

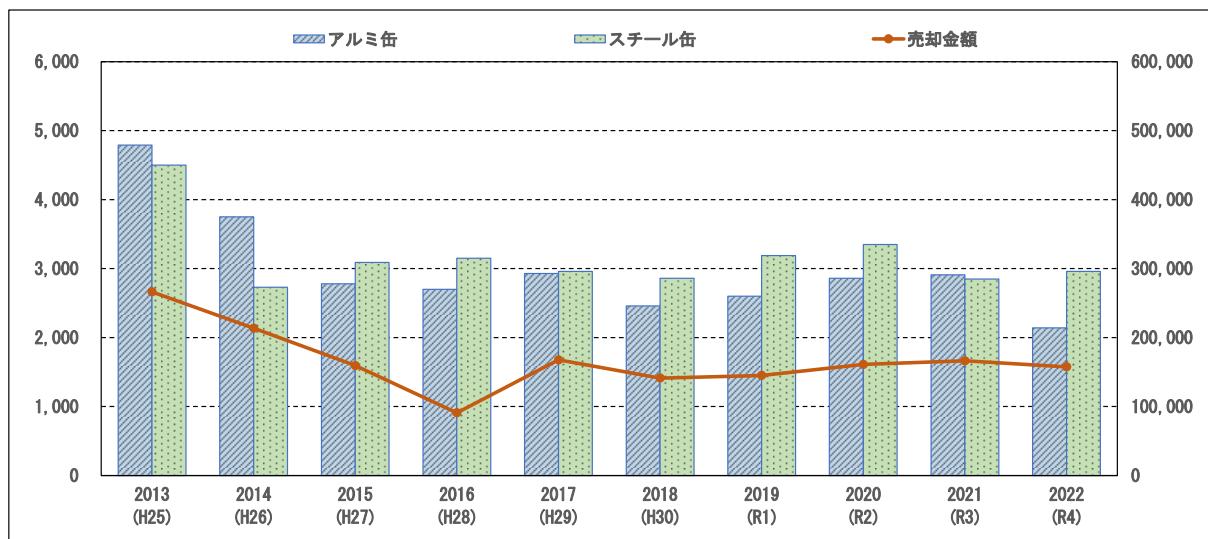


図 3-17 あきかん回収事業の回収実績

3 清掃費（廃棄物処理経費）

清掃費の実績を表 3-22、清掃費の内訳を図 3-18 に示します。

2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度まではほぼ横ばいですが、2022（令和 4）年度以降は、清掃センターの改修に伴い増加しています。

表 3-22 清掃費の実績

項目	年度	単位	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
清掃総務費 (管理部門人件費等)	万円	18,623	20,049	21,225	19,135	19,778	19,627	19,123	18,345	18,618	21,261	
清掃業務費 (収集業務委託費等)	万円	97,037	98,474	100,651	100,235	100,062	97,795	99,685	99,619	98,444	100,824	
不燃物リサイクルセンター費	万円	82,845	86,068	89,504	89,485	88,591	85,309	80,633	80,869	79,043	77,938	
清掃センター費	万円	109,433	119,561	112,179	104,603	304,140	291,034	304,772	126,544	113,068	125,113	
クリーンセンター費	万円	24,110	23,981	26,911	25,370	24,271	27,541	26,311	22,837	22,144	27,419	
地域整備開発費	万円	308	309	1,154	1,927	6,216	21,362	3,711	16,114	28,209	1,300	
合 計	万円	332,356	348,442	351,624	340,755	543,058	542,669	534,236	364,328	359,526	353,855	
計画処理人口	人	201,426	200,962	200,535	200,505	200,691	200,391	199,883	199,249	197,774	196,663	
ごみ排出量	t /年	70,070	70,251	70,710	69,211	68,816	68,715	69,112	67,995	66,322	66,637	
1kg当たりの処理費用	円/kg	47	50	50	49	79	79	77	54	54	53	
1人あたりの処理費用	円/人	16,500	17,339	17,534	16,995	27,059	27,081	26,727	18,285	18,179	17,993	

※ 鈴鹿市歳入歳出決算書から

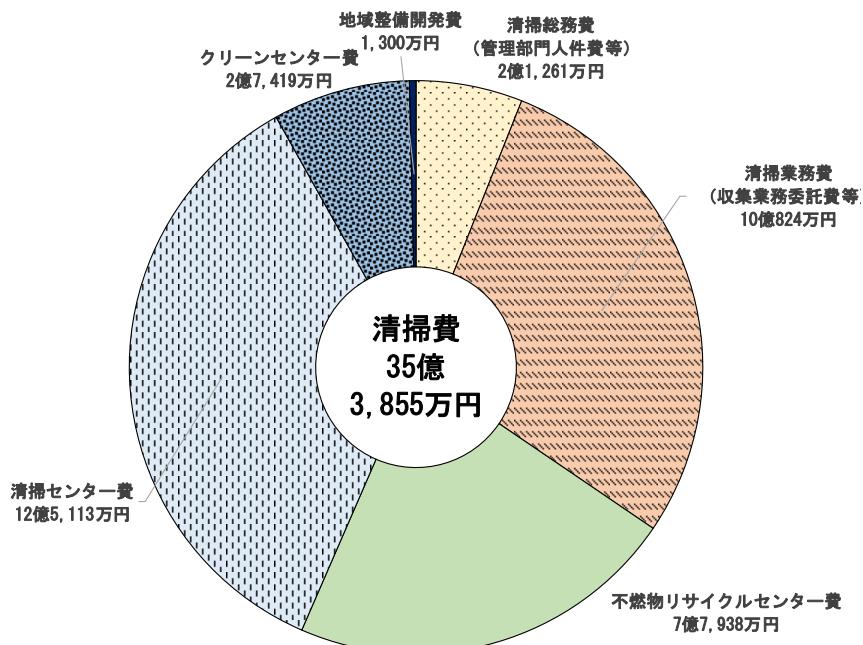


図 3-18 清掃費の内訳 (2022 (令和 4) 年度)

4 これまでの取組

本市のこれまでのごみの減量化及び資源化に向けた取組を表 3-23 に示します。

表 3-23 ごみ減量化及び資源化に向けた施策内容

項目	事業開始年度	内 容
資源ごみ回収活動 奨励金事業	1991 (H3)	資源ごみ回収活動を実施する団体に対し奨励金を交付。 [R3～] 30 円/kg
生ごみ処理容器及び 生ごみ処理機購入費 助成金事業	1992 (H4)	一般家庭を対象に、生ごみを堆肥化する『生ごみ処理容器など』を購入する方に購入費の一部を助成 [H21～] 購入金額の 1/2 最高限度額 15,000 円
あきかん回収事業 (あきかんポスト)	1993 (H5)	小・中学校 40 ヶ所、公民館等 31 ヶ所、保育園 10 ヶ所、幼稚園 4 ヶ所で開始。現在は、地区市民センター 22 ヶ所、単独公民館 10 館、ふれあいセンターにアルミ缶とスチール缶のボックスを設置。定期的に委託業者が回収する。回収した空缶は業者に売却。
ごみとりサイクルを考える ポスター展	1996 (H8)	児童・生徒及び保護者を含めたより多くの市民が、環境への関心と環境保全についての理解を深めることを目的とし H8.10 から実施。現在は、H23.10 から「鈴鹿市の環境を考えるポスター展」に名称を変更。
資源ごみ分別収集事業	1997 (H9)	神戸地区 (H5～)、箕田地区 (H7～) をモデル地区として「あきびんの分別収集（3 分別）」を実施。H8.7 から神戸地区でペットボトルを除く 8 品目の資源ごみ分別収集を実施し、H9.4 から全市で分別収集開始。 H11.2 からプラスチックごみ分別収集開始（10 種 16 分別）。 H17.4 から資源ごみ B ペットボトルを大きさ問わず全て回収に変更。 H21.4 から資源ごみ B あきびんの分別収集対象に化粧びんを追加。 H22.4 からプラスチックごみの対象が容器包装リサイクル法に準じたプラスチック製容器包装に変更。 H31.4 から雑がみを紙袋にまとめて入れて集積所に出せるように変更。
粗大ごみ戸別有料収集事業	1997 (H9)	ステーション方式による収集方法から、市民が電話で粗大ごみ受付センターへ戸別有料収集を申し込み、指定日に収集運搬を行う戸別有料収集に変更。「粗大ごみ処理券」1 枚 200 円を、市役所の売店および地区市民センター、市内のスーパー、コンビニエンスストア、商店等の指定販売店で購入。
認定ごみ袋制度	1997 (H9)	市の認定したごみ袋（「もやせるごみ」は緑色半透明、「もやせないごみ」は無色透明、「プラスチックごみ」はピンク色半透明）で出す。袋を統一することでごみの分別徹底、資源ごみ収集の推進を図る。認定ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニエンスストア、商店等で購入。
廃棄物減量等推進員制度	1997 (H9)	分別の徹底及び一般廃棄物の減量を目的として設置。1 自治会 1 名、151 世帯を超える自治会は 150 世帯毎に 1 名とし、任期は 2 年。資源ごみ収集日に廃棄物減量等推進員が集積所に立ち会い、ごみの分別指導を行う。
プラスチックごみ分別収集	1999 (H11)	H11.2 からピンク色半透明の認定ごみ袋を用いて開始。 H22.4 から分別収集の対象品が、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）に準じたプラスチック製容器包装に変更。
家電リサイクル法への対応	2001 (H13)	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行により対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を粗大ごみの有料収集品目から除外し、小売店又は許可業者による回収に変更。
ごみ減量推進店等制度	2001 (H13)	ごみ発生抑制と減量に関する取組を点数化し一定の点数に達した販売店・事業所・グループを「ごみ減量推進店（エコショップ）」「ごみ減量推進事業所（エコ事業所）」「ごみ減量推進グループ（エコグループ）」に認定する制度を開始。資源循環型社会の実現に向け、消費者、事業所、市民グループと市が一体となってごみ発生抑制と減量を図る。

項目	事業 開始 年度	内 容
地区市民センター及び 市本庁舎での拠点回収	2001 (H13)	集積所方式を補完する目的で、乾電池、カセットテープ、ビデオテープ、蛍光管を回収。H15 からはカセットテープ、ビデオテープ類を「もやせるごみ」に変更し、拠点回収品目から除外。H23 から使い捨てライターを品目に追加。
おもちゃ病院	2002 (H14)	子どもたちが使っていたおもちゃを、廃棄物になる前に修理することで、ごみ減量につなげ、また、物を大切にする心を育むことを目的に、H14.11の「リサイクルフェア」（鈴鹿市主催）で発足した事業。H15.11 からは、任意団体「トイなおす」として独立。
レジ袋削減（有料化）・ マイバッグ推進運動	2008 (H20) ～ 2020 (R2)	H20.9 から環境への負荷の少ない循環型社会を進めるために、レジ袋削減によるごみの減量化と地球温暖化防止をめざし、実施事業者（スーパー・マーケット等）が行うレジ袋有料化とマイバッグ推進運動について各種団体・行政が連携して支援協力をを行う。 法改正により、R2.7.1 から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が開始されたことから、本運動は終了。
容器包装プラスチック処理 施設竣工、全面稼働・分別 収集	2010 (H22)	資源循環型社会をめざし、ごみの資源化を推進するとともに、ごみの減量化を行い、最終処分場の延命化を図るため、容器包装リサイクル法に基づき、H22 から処分方法が「リサイクル処理」へと変更。
拠点回収で 「使い捨てライター」の収集	2011 (H23)	ごみ収集車火災予防と市民の利便性を図るため、廃棄物対策課（市役所本館 4 階）、地区市民センター、単独公民館に使い捨てライター回収ボックスを設置。
単独公民館での 蛍光灯拠点回収	2013 (H25)	H25.9 から単独公民館、ふれあいセンターにおいて、蛍光灯の回収を開始。
小型家電リサイクル	2013 (H25)	H25.12 から小型家電リサイクルを開始。分別体系は変更せずに、処理場でのピックアップ方式により実施。パソコンは 2016 (H28) 年度から拠点回収を開始。
不燃物リサイクルセンター で資源ごみの搬入受付	2014 (H26)	資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、衣類）の搬入受付を開始。
不燃物リサイクルセンター で家庭用パソコンの 搬入受付	2016 (H28)	小型家電リサイクルの取組を拡充し、対象品目に家庭用パソコンを追加。 回収対象：デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、ディスプレイ一体型パソコン、パソコン用ディスプレイ（液晶、CRT）
インターネット版 鈴鹿市ごみ分別辞典	2016 (H28)	H28.8 からインターネットにて鈴鹿市ごみ分別辞典を公開。鈴鹿市ホームページからもリンクしている。
食品ロスゼロチャレンジ！	2019 (H31)	家庭内から発生する食品ロスをゼロにすることを目的とし、国が定めた食品ロス削減月間である 10 月に、応募した市民に対し、指定の期間で発生する食品ロスの量を記録してもらうモニター調査を実施。 H31 から試行し、R2 から本格的に実施。R3 からは参加した市民に対し、マイスターの称号を付与する制度も導入。
資源回収協力店の登録制度	2023 (R5)	市内の小売店などが自主的に行っている資源物の店頭回収の情報を、本市のホームページを通じて広く市民に周知を図る「鈴鹿市資源回収協力店」制度を R5.6 から開始。

第2節 ごみ処理の現状に係る課題

1 1人1日当たりのごみ排出量の増加

「1人1日当たりのごみ排出量」は減少傾向にあったものが2022（令和4）年度から増加傾向に変化しています。今後は新型コロナウイルス感染症が段々収束してくるにつれて事業活動が活発になってくることが想定され、「1人1日当たりのごみ排出量」が益々増加してくることが懸念されます。

そのため、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれのさらなるごみの減量化に向けた取組について検討する必要があります。

2 資源ごみ回収量の低下

資源ごみ回収量は年々減少傾向にあり、また、ごみ排出量よりも資源化量の減少傾向の方が著しいことから、資源化率も年々低下しています。

家庭系ごみや事業系ごみの中に含まれる紙類等の再生可能なごみの分別の徹底を図る等、市民、事業者、行政が協働して積極的な資源化率向上施策の展開を図る必要があります。

3 事業系ごみの増加

現在、事業所から排出される事業系ごみのうち、飲食店等の残飯や事務所から出る書類ごみ、廃プラスチック等を受け入れて処理を行っています。これらの事業系ごみは平成25年度から新型コロナウイルス感染症による影響を受け始める令和元年度まで増加傾向で推移していましたが、令和2年度から令和3年度にかけては大きく減少しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうにつれ、再び増加傾向になると予想されることから、事業者自らがごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進する方向へ促すとともに、事業系ごみの減量化と資源化につながる効果的な施策を検討する必要があります。

4 社会情勢上における課題

（1）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行への対応

ペットボトル及びプラスチック製容器包装等の持続可能な循環利用のため、本市でもSDGsの目標のひとつである「持続可能な消費及び生産（つくる責任、つかう責任）」に取り組んでいく必要があります。そのためには、従来の容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品廃棄物を資源としてリサイクルすることが求められています。

具体的には、本市はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、市民にその基準に従って適正に分別して排出して頂くように周知するよう努めなければならないこととされています。（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第31条による）

(2) 安定した収集体制の確立

中身の残ったスプレー缶やライターなどを不適切な分別のまま排出したり、また、リチウムイオン電池などの小型充電池は、強い衝撃が加わったり変形したりすると発熱・発煙・発火する可能性があり、ごみ集積場や収集車、焼却工場、埋立地などの火災の原因となります。一般廃棄物処理施設で爆発や火災等が発生すると、ごみ処理が停止するだけではなく、大規模修繕や施設の更新等が必要となるため、経済的にも大きな負担となります。

そのため、スプレー缶や二次電池といった、収集に危険を伴うごみについて、安全に処理ができる方法を検討する必要があります。

(3) 福祉部局等との連携

高齢化の進展により、地域の集積場に自力でのごみ出しが困難な高齢者等の世帯が増加してきています。

そのため、これを地域の課題として捉え、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、行政の役割と、生活支援と生きがいの創出による介護予防を目的として、互助の取組の中でごみ出し支援を進めている地域づくり協議会を支援するとともに、高齢者等の生活支援を行う福祉サービスの担い手等からごみ出し等への意見を聞き取り、福祉部局と連携し、継続して検討する必要があります。

第3節 ごみ処理基本計画

1 基本理念及び基本方針

鈴鹿市総合計画2031では、本市の将来都市像を具現化し、魅力あるまちづくりを進めるためのビジョンのひとつである「自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち」を推進しています。また、このビジョンには達成度を図る指標（みんなの目標）として「カーボンニュートラル社会と循環型社会に向けた取組が進められている」を設定し、目標に対する結果を鈴鹿市総合計画2031に反映することとしています。

ごみ処理基本計画では、このビジョンを基本理念とし、これに沿った取組の方向性を基本方針として設定します。

基本理念

自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち

本計画では、基本理念と表3-24に示す3つの基本方針を掲げて、各基本施策に取り組んでいきます。

表 3-24 基本方針

基 本 方 針	1 ごみの減量と資源化
	市民の生活様式の変化に対応した、ごみ減量の施策を進めます。 また、更なる資源の循環利用に向け、市民・事業者及び行政が協働して進めます。
	2 環境保全のためのごみの適正処理
	衛生的でわかりやすい一般廃棄物の収集体制の維持に努めます。 収集から中間処理、最終処分までのごみは、効率性や環境保全にも充分に考慮して適正処理を行うとともに、施設の整備を推進します。 また、災害時の適正な処理に向けた体制を構築します。
3 地域と行政との協働体制の確立	地域や関係機関と協働して、安心して暮らせるきれいなまちづくりに向けて、取組を推進します。 また、ごみ減量や資源化に対する市民の意識を高めるため、環境教育や啓発の充実に努めます。

2 本市の目指す成果指標と目標値

(1) 目標値の見直し

現在の目標値について、将来の予測結果をもとに見直しを行います。

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果

1人1日当たりのごみ排出量の予測においては、人口の増減による影響が大きいため、ごみの種類ごとの1人1日平均排出量を算出し、それらの予測結果を合計することにより将来予測を行います。なお、事業系ごみについては人口増減による影響が小さいため、日平均排出量を算出して、予測します。

これらの予測結果は、ごみ排出量等はほぼ横ばい傾向で推移すると予測されます。

そのため、現状のままでは1人1日当たりのごみ排出量の目標値（2031（令和13）年度までに1人1日当たりのごみ排出量を912g以下）は達成できないと考えられることから、本計画では現在の目標を継続し、さらなるごみの減量化を推進していくものとします。

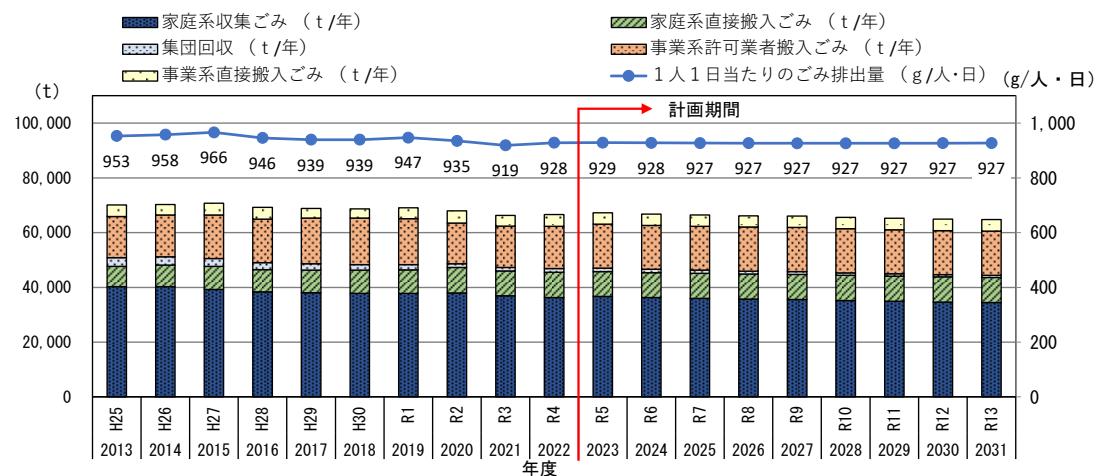
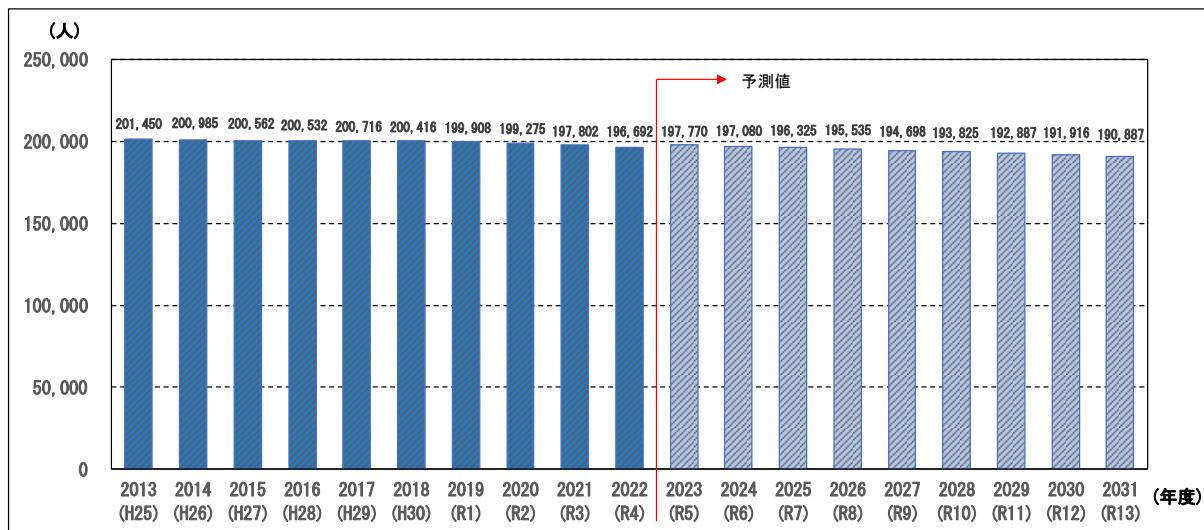


図 3-19 年間ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の予測結果

○参考（人口の予測結果（鈴鹿市総合計画 2031 による将来人口））



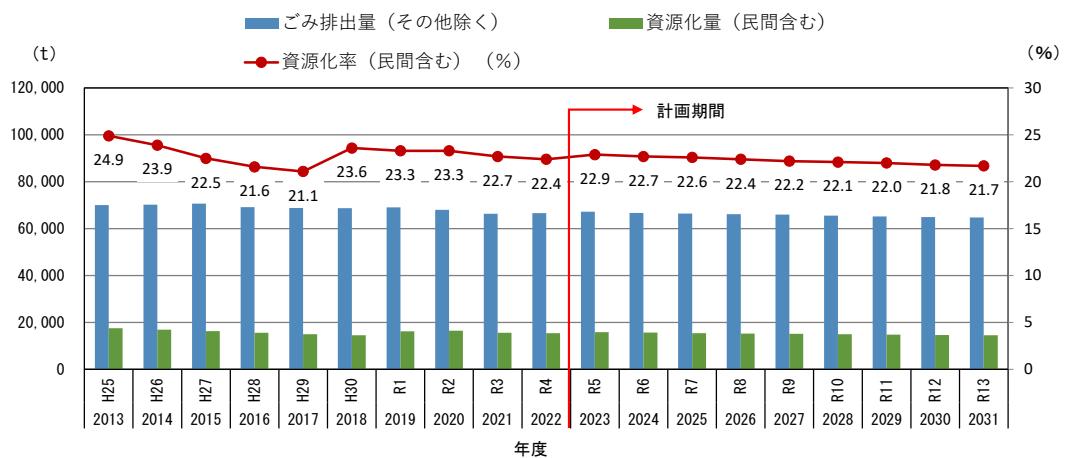
※各年度 9月末日の人口

図 3-20 本市の人口予測結果

(イ) 資源化率の予測結果

行政回収による資源化率は年々低下しましたが、2019（令和元）年度以降の民間回収を含む資源化率は横ばい傾向で推移すると予測されます。

そのため、現状のままでは資源化率の目標値（2031（令和 13）年度までに 28% 以上）は達成できないと考えられることから、本計画では現在の目標値を継続し、さらなるごみの資源化を推進していくものとします。



※民間回収を含む資源化率は 2018（平成 30）年度から反映しています。

図 3-21 資源化量及び資源化率の予測結果

(2) 本計画における成果指標及び目標値

以上のことから、本計画における成果指標及び目標値は、現在と同じ目標値を継続するものとします。

表 3-25 本計画の減量・資源化の成果指標と目標値

成果指標	2022 年度	2031 年度
	実績値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	928g	912g
資源化率	22.4%	28.0%

3 基本施策

2031 年度における成果指標として掲げる目標値の達成に向けて、本市における実施・検討を図る施策を示します。

表 3-26 基本方針と基本施策の概要

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量と資源化	ごみの減量の推進	・家庭系ごみの減量化 (生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の普及促進、厨芥類(生ごみ)の水切りの推進)
		・事業系ごみの減量化 (排出事業者による処理責任の徹底、事業系ごみ分別表作成、搬入時検査の実施)
		・食品ロス削減の推進
		・啓発、情報発信活動の充実
		・ごみ処理手数料の適正化
	資源化の推進	・家庭系ごみの資源化
		・事業系ごみの資源化
		・資源ごみ排出方法の多様化
		・リユースの推進
		・プラスチック使用製品廃棄物の資源化
環境保全のためのごみの適正処理	効率的で適正な収集運搬	・効率的な収集運搬体制の構築
		・生活様式の変化に応じた廃棄物に関する情報収集
		・二次電池等の安定した収集体制の検討
		・収集運搬許可条件の強化の検討
	中間処理計画	・安全で安定した処理の実施
		・効率的で多様な資源化
	最終処分計画	・ごみ処理量の変化に対応した適正な施設運営
	処理施設整備	・安定的な廃棄物処理のための施設整備計画
		・不燃物リサイクルセンターの長寿命化改修
		・清掃センターの改築
	災害時ごみ処理対策	・ごみ処理体制、適正処理等の整備
地域と行政との協働体制の確立	きれいなまちづくり	・不法投棄対策の推進
	市民や事業者との連携した環境活動	・情報発信活動の協働推進
		・環境教育等の協働推進
		・外国人居住者に対する情報提供
		・資源回収協力店の登録制度の実施
		・ごみ集積所管理運営の連携推進
	国・県等との連携	・アイデアコンテスト及びワークショップの開催
		・各種制度の改定や連携への働きかけ
	地域との連携	・先進的取組等の情報収集
		・高齢者世帯等に対するごみ出し支援の推進
		・ボランティア清掃の支援

(1) ごみの減量と資源化

ア ごみの減量の推進

(ア) 家庭系ごみの減量化

a 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の普及促進

各家庭での生ごみの減量化及び資源化を推進するために、生ごみを堆肥化する「生ごみ処理容器」及び「生ごみ処理機」を購入された市民に対して、購入費の一部を助成する制度を実施します。

b 厨芥類（生ごみ）の水切りの推進

生ごみのうち約80%は水分であり、十分水切りをすることで、においも少なくなり、ごみの減量化に大きく寄与することから、広報すずかやホームページ等による啓発を通じて、各家庭での生ごみの水切りを推進します。

(イ) 事業系ごみの減量化

a 排出事業者による処理責任の徹底

廃棄物処理法では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないことに加え、再生利用等によりごみの減量に努めることや、市が行うごみの減量と適正処理の施策へ協力することが求められています。

このような排出事業者による処理責任を徹底し、事業者自身が責任を持って事業系ごみの処理を行うよう、必要な情報提供等を行います。

b 事業系ごみ分別表作成

事業系ごみは、業種・業態によって排出される事業系ごみの種類・量も様々です。そのため、事業者が分別・出しやすいよう、事業系ごみについても、家庭系ごみ同様、ごみの分別表を作成します。なお、分別表は産業廃棄物と事業系ごみの違いについても分かりやすく表現したものとします。

c 搬入時検査の実施

許可業者や自己搬入を行う事業者に対して、清掃センターにおいて搬入時検査を実施し、不適物の混入など、検査結果が思わしくない場合は、適正搬入を促します。

(ウ) 食品ロス削減の推進

家庭から排出される生ごみの中には、食べ残しや消費期限切れ等により本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが多く含まれています。

今後は、令和4年度から実施している鈴鹿市フードドライブ※推進事業を推進するとともに、幅広い世代の方にも取り組んでいただけるような事業についても検討します。

また、事業系ごみの中の生ごみの中にも、家庭系ごみ同様、食品ロスが多く含まれていることから、今後は、市内の事業者と、小盛メニューの導入や、食べ残しの持ち帰りを推進する等、食品ロス削減につながる施策を推進します。

※フードドライブ：家庭で消費できない食材を地域の団体や福祉施設などへ寄附する活動。

(工) 啓発、情報発信活動の充実

市民・事業者の協力を得ながら、ごみ処理の施策を実現するため、広報・啓発活動を強化します。また、ごみ処理の情報については、広報すずかやホームページ、また、コミュニティFMやケーブルテレビ等の地域メディアに加え、SNS等を通じて、市民及び事業者に対して情報提供を行い、ごみの適正処理、減量・資源化の必要性等に関する意識を高めていきます。さらに、転入者向け配布物の作成・配布など、転入者への情報提供も徹底します。

なお、家庭ごみの分け方・出し方とごみ収集カレンダーやごみ集積所看板の配布、啓発冊子による広報・啓発活動も引き続き実施します。

(才) ごみ処理手数料の適正化

家庭から排出される「もやせるごみ」「プラスチックごみ」「もやせないごみ」は、市の認定ごみ袋で排出することとなっています。この認定ごみ袋にはごみ処理の経費は上乗せされませんが、今後、家庭系ごみの排出状況を適宜検証し、全国及び県内他市町の家庭系ごみの有料化導入状況等も勘案しながら、国が方向性を示すごみ処理手数料の適正化について検討します。

イ 資源化の推進

(ア) 家庭系ごみの資源化

家庭ごみの行政回収は、分別の品目ごとに、ステーション回収を実施しています。そのうち、資源ごみについては、「資源ごみA」として新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、「資源ごみB」としてあきかん、あきびん、ペットボトル、衣類を集積所で回収しています。

家庭系ごみの組成分析結果より、再生可能な紙類が多く含まれていることから、特に雑がみの分別について今後も周知・徹底を図り、家庭系ごみの資源化を推進します。また、集団回収における奨励金額を収集量別に段階的な設定をする新たな集団回収制度の導入を検討するなど、減少傾向となっている集団回収量の増加を図ります。

(イ) 事業系ごみの資源化

事業所から排出される紙類等の資源物については、廃棄物再生事業者※への排出による資源化を推進すべく、必要な情報提供等を行います。

さらに、中小事業者向けには、事業所訪問時にごみの減量化・資源化に関する課題の聴き取りを行い、業種別・業態別等の減量・資源化に関する情報発信、資源化の仕組みづくり等につなげる取組を検討します。

※廃棄物再生事業者：廃棄物の再生を業として営んでいる者。

(ウ) 資源ごみ排出方法の多様化

ごみの減量・資源化、または集積所での収集を補完することを目的に、公共施設において、ごみの拠点回収・店頭回収を行っています。具体的には、有害ごみ（乾電池・蛍光管）は公共施設に回収ボックスを設置し拠点回収を実施、あきかんは公共施設にスチール缶とアルミ缶専用のあきかんポストを設置し、定期的に回収する「あきかんポスト事業」を実施しています。その他、事業者の取組として、市内には店頭に専用ボックスを設置し、白色トレイや牛乳パックなどを回収している小売店などもあります。

今後は、行政と事業者が連携し、これらの回収場所や回収品目等を周知することで、さらなる資源化を推進します。

(エ) リユースの推進

リユースショップやフリーマーケット等といったリユースに関する多様な情報発信や、不用品等を取り引きするアプリケーションの活用を促進するなど、まだ使用可能な物品の再利用に対する市民意識の向上につながる取組を検討します。

(オ) プラスチック使用製品廃棄物の資源化

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に新たに施行されたことにより、国内におけるプラスチック資源循環促進の重要性が高まっています。

容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物については、後述する不燃物リサイクルセンターの改修事業と合わせて、容器包装プラスチック及びプラスチック使用製品廃棄物の資源化を推進します。

(2) 環境保全のためのごみの適正処理

ア 効率的で適正な収集運搬

(ア) 効率的な収集運搬体制の構築

収集運搬について、家庭系ごみは委託又は直接搬入とし、事業系ごみは許可又は直接搬入としています。

今後は、循環型社会の構築を念頭に置きながら、将来人口の動きや市民ニーズに対応できるよう、また、ごみの排出状況や本計画に基づき実施するごみの減量化・資源化の取組と調和を図りながら、安定的で効率的な収集運搬体制を検討します。

また、必要に応じて、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施するとともに、ICT 等の活用による更なる効率化についても、先進事例を収集し、検討します。

(イ) 生活様式の変化に応じた廃棄物に関する情報収集

近年の生活様式の変化による宅配利用の増加による段ボールごみの増加等、市民の生活様式の変化に応じて、ごみの品目や排出状況の変化が生じるため、こうした情報収集に努め、適正な収集運搬につなげます。

(ウ) 二次電池等の安定した収集運搬体制の検討

リチウム蓄電池等の二次電池については、破損・変形により、発熱・発火する危険性があり、多くの地域の廃棄物処理施設で火災等が起きています。

そのため、二次電池を「もやせないごみ」ではなく資源ごみの 1 つとして回収し、廃棄物再生事業者において資源化することを検討します。

(エ) 収集運搬許可条件の強化の検討

一般廃棄物の収集運搬を行う事業者に対して許可を付与していますが、今後は、許可業者の意識向上を図るべく、許可を付与するにあたり、関係団体が主催する講習会を修了することを条件とするなど、許可基準の強化を検討します。

イ 中間処理計画

(ア) 安全で安定した処理の実施

清掃センター及び不燃物リサイクルセンターについては、引き続き適切な時期・内容で設備の定期点検やメンテナンスを行い、安全で安定した処理を実施します。

また、資源・エネルギーの再利用・有効利用を図ることを基本に、適正なごみの処理を実施します。

(イ) 効率的で多様な資源化

容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチックとペットボトルは、不燃物リサイクルセンターで選別し、適切に資源化します。

このほか、金属類やあきびん、小型家電等の不燃物リサイクルセンターで回収される資源ごみについて、資源化を推進します。

ウ 最終処分計画

(ア) ごみ処理量の変化に対応した適正な施設運営

最終処分は、不燃物リサイクルセンター内の最終処分施設において破碎不燃物の埋立を行っています。今後も、徹底した最終処分量の減量・減容化を図ることを基本に、適正なごみの処理を実施します。さらに、ごみ処理量の変化に対応して、効率的な施設の運営を進めます。

また、1972（昭和47）年10月から1997（平成9）年3月まで埋め立てを行っていた旧深谷処理場については、法に基づく周縁地下水の水質検査等及び1995（平成7）年4月から稼動した水処理施設により浸出水の浄化を継続して行い、適正な管理を行います。

工 処理施設整備

(ア) 安定的な廃棄物処理のための施設整備計画

今後の各処理施設の整備については、安定的な処理体制を継続すべく、鈴鹿市公共施設等総合管理計画及び鈴鹿市公共建築物個別施設計画と整合を図ります。

(イ) 不燃物リサイクルセンターの長寿命化改修

現施設は、2007（平成19）年度からPFI事業（BT0方式）により、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場を整備し、管理運営業務をSPC（特定目的会社）に委託しています。

今後は、不燃物リサイクルセンターの処理施設の管理運営業務の終了年度である2028（令和10）年度を見据え、施設の長寿命化改修について、具体的な検討を進めます。

(ウ) 清掃センターの改築

現施設は、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までPFI手法に準じたDBO方式により、国の交付金を活用した基幹的設備改良工事を実施し、焼却処理施設の長寿命化改修を行い、管理運営業務をSPC（特定目的会社）に委託しています。

今後は、引き続きエネルギー回収などを含めてカーボンニュートラル社会の推進

に向け、清掃センターの管理運営業務の終了年度である 2033（令和 15）年度を見据え、施設の改築について、具体的な検討を進めます。

オ 災害時ごみ処理対策

（ア）ごみ処理体制、適正処理等の整備

大地震や風水害時には、一時的に著しく多量の災害廃棄物の発生が想定されるため、通常の一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

2014（平成 26）年度に「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、2018（平成 30）年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づき、環境省や三重県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、「鈴鹿市地域防災計画」との整合を図りながら「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」を見直します。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧のための体制を構築します。

（3）地域と行政との協働体制の確立

ア きれいなまちづくり

（ア）不法投棄対策の推進

きれいなまちづくりのためには、不法投棄対策が重要となります。

不法投棄対策として、国・県・市の公共用地管理者や警察、自治会等の関係者により「鈴鹿市不法投棄対策連絡会議」を設置しており、同会議の構成機関が連携・協働して各種対策を実施しています。また、2017（平成 29）年度から、事業者と協働した地域の見守り活動である「SUZUKA まるごとアイネット」の一環として、民間事業者による不法投棄の通報体制を構築しています。

今後もこれらの体制を活用して、不法投棄の早期発見と早期対応に努めるとともに、対策として、監視カメラや不法投棄禁止看板の設置による抑止対策、不法投棄多発箇所のパトロール、広報すずかやホームページ等を活用した啓発活動等により、不法投棄の撲滅を目指します。

イ 市民や事業者との連携した環境活動

（ア）情報発信活動の協働推進

不法投棄や不適切な分別など、ごみに関する地域の困り事に対して、地域と行政が協力して、分別方法などの説明会を開催、広報すずかやホームページ等を利用したボランティア清掃の情報発信活動を行います。

(イ) 環境教育等の協働推進

市内の学校と連携して、学校教育の場において DX の推進によるデジタル副読本を活用した環境教育やごみのリサイクルを中心とした内容の出前授業「出張！ごみ博士」、市廃棄物処理施設の施設見学、ポスターコンクールなどを実施し、環境保全や正しいごみ処理に関する意識の定着を図ります。

また、地域における自治会等を対象に、幅広い年齢層に応じた啓発を行い、正しいごみ処理に関する意識の向上を図ります。

(ウ) 外国人居住者に対する情報提供

外国籍の方々のごみの排出に関して、多言語に翻訳した「家庭ごみの分け方・出し方」を作成するほか、事業所訪問時に啓発・情報発信活動のための基礎情報を得て活用すること等により、鈴鹿市多文化共生推進指針に沿ったコミュニケーション支援を行います。

(エ) 資源回収協力店の登録制度の実施

資源回収協力店の登録制度※について、登録店舗数を増やす取組を継続します。登録店舗や実施している取組等については、広報すずかやホームページに加え、SNS を通じて、店舗の周知・啓発を行います。

※市内で不特定多数の方を対象に資源回収している事業者を紹介する制度。

(オ) ごみ集積所管理運営の連携推進

ごみ集積所を管理運営する自治会と協働し、集積所看板の配布や資源ごみの持ち去り防止対策を講じ、適切な管理運営を行います。

(カ) アイデアコンテスト及びワークショップの開催

生ごみの水切り方法や雑がみの分別・保管方法等の具体的な方法が分からず、ごみの減量化及び資源化につなげられない習慣について、市民の知恵と工夫を発掘するアイデアコンテストやワークショップを開催します。これらにより、市民や事業者と協働し、楽しみながらの環境活動の実践につなげます。

ウ 国・県等との連携

(ア) 各種制度の改定や連携への働きかけ

生活様式の多様化に伴い、廃棄物を取り巻く環境も変化し続けており、その中で新たなリサイクルルートの確立や広域的な対応等も必要となってきます。そのため、市民、事業者、他市町と協力して、国・県等に対して法律や全国的な制度整備の情

報収集や働きかけを行います。

(イ) 先進的取組等の情報収集

県内の市町で構成する三重県清掃協議会における情報共有や有効的な施策を行っている自治体の視察、また、近隣市町へアンケート調査を行うなど、適宜情報を収集し、その情報をごみの減量・資源化に向けた取組の検討に向けて活用します。

工 地域との連携

(ア) 高齢者世帯等に対するごみ出し支援の推進

住民主体の支え合い活動の中で行われる、高齢者世帯等に対するごみ出し支援について、関係機関と連携して情報提供や相談支援を行い、円滑な事業実施につなげます。

(イ) ボランティア清掃の支援

きれいなまちを維持するため、市道などの市管理地に関して、地域や企業がボランティア清掃を行う場合、専用ごみ袋の配布と清掃後のごみ回収を行うなど、ボランティア清掃活動を実施する団体を支援します。

第4節 ごみ処理に関する各主体の役割

1 市の役割

市は、一般廃棄物の排出状況を把握し、市民・事業者に対してごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高めるため、市の普及啓発、環境学習、指導等の事業を行い、市民・事業者による自主的な取組を促進します。

また、市は目標達成に向けて必要な施策を検討し、実施するとともに適正な中間処理及び最終処分を行いながら、一般廃棄物の適正な処理と循環利用を進めます。

2 市民の役割

市民は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、長時間使用することに努め、自ら排出するごみの抑制に取り組みます。

ごみ減量の行動としては、食品の食べきりや使いきりによる食品ロス削減や、生ごみの水切りに協力し、資源化の行動としては、雑がみの分別を含む家庭内での分別の徹底を進めます。

3 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制や資源化に努めるほか、その際、環境物品等の使用促進や使い捨て品の使用抑制等により、環境負荷の少ないグリーン製品やサービスを提供するなど環境に配慮した取組を進めます。また、事業活動で生じた廃棄物は、自己の責任において、適正に処理又は資源化に取り組みます。加えて、外食産業においては小盛りメニューの導入など、工夫した食べ残しの減量策を行い、情報の発信に努めます。

4 地域の役割

今後の社会状況として、人口構造が変化する中、高齢化が進むことが予測されており、これまで、各家庭や地域で担ってきた日常のごみの排出や地域のごみ集積所の管理、清掃活動などのごみ処理に関する活動が、少しずつ困難になる可能性があります。

そのため、今後はそれぞれの地域におけるごみ処理に関する困りごとを地域全体で共有し、地域で課題を解決して生活環境を保全する取組を進めるなど、互助や共助により、地域としての役割に努めます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

1 生活排水処理の概要

(1) 生活排水処理の流れ

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の大きく2つに分類されます。

し尿は、公共下水道、農業集落排水施設及び鈴鹿市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）において全量処理されています。一方で、生活雑排水は公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽においては適切に処理されていますが、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの場合は、生活雑排水を未処理で河川などの公共用海域に放流するため、水環境に大きな負担をかけています。

生活排水処理の流れを図4-1に示します。

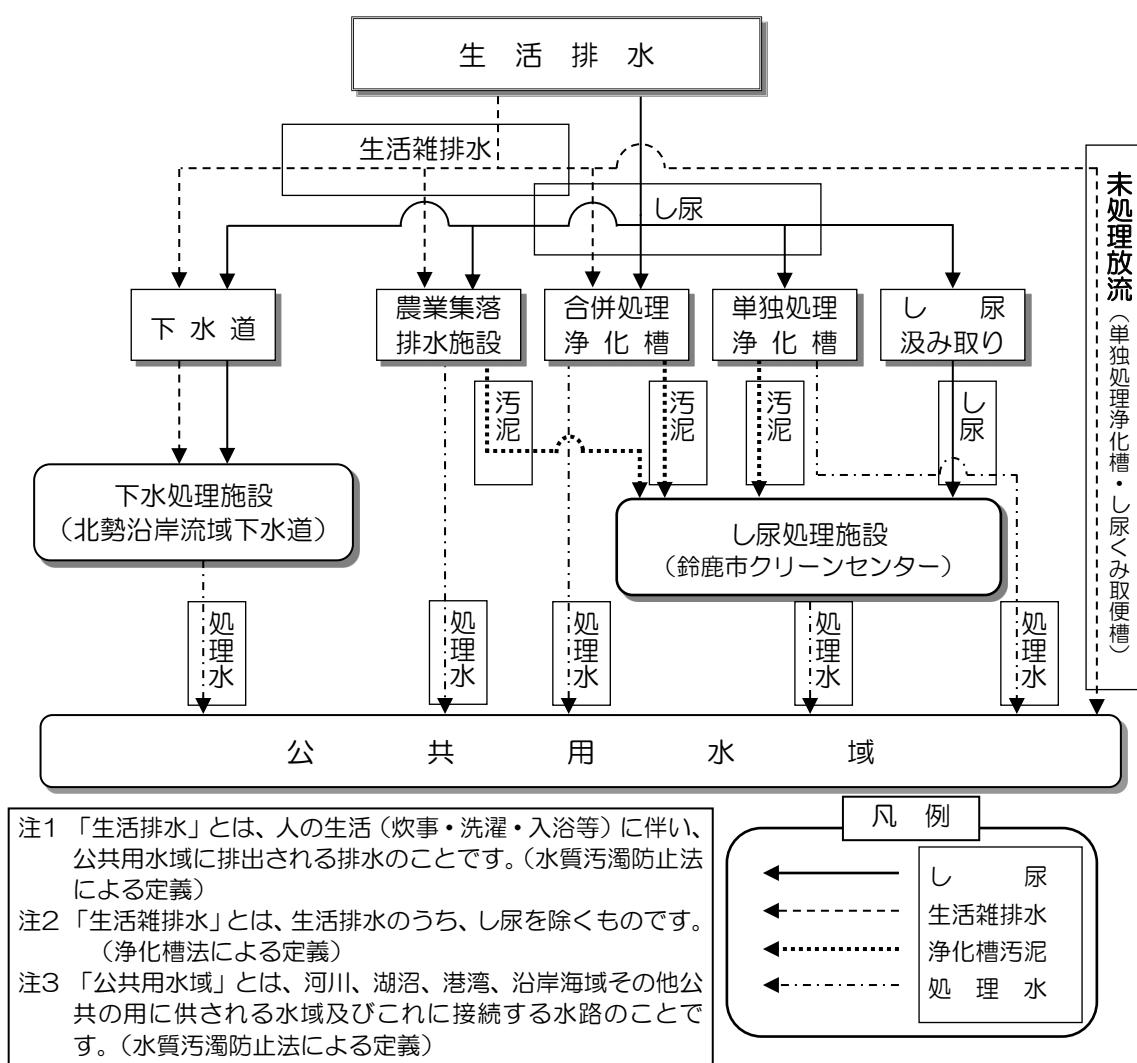


図 4-1 生活排水処理の流れ

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体の現況を表 4-1 に示します。

表 4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県(市)
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

※公共下水道は、県が実施する北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）に伴い、流域関連公共下水道事業を鈴鹿市が実施しています。

(3) 生活排水処理に関する区域

処理形態別区域は、以下のとおりとします。

ア 公共下水道で処理する区域

本市の下水道事業は、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）事業を上位計画とした流域関連公共下水道です。上位計画である北勢沿岸流域下水道（南部処理区）は、本市及び四日市市の南部、亀山市の3市を計画区域として、（平成8年）1月に本市及び旧楠町で供用を開始し、現在では、3市全てで供用が開始されています。

本市の公共下水道で処理する区域は、下水道法第4条第1項事業計画に定められた予定処理区域（北勢沿岸流域下水道関連鈴鹿市公共下水道事業計画区域）とし、図 4-2 に示す区域とします。

また、公共下水道に接続されている区域の生活排水は、県が管理する南部浄化センターにおいて処理されています。



【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター】

イ 農業集落排水事業で処理する区域

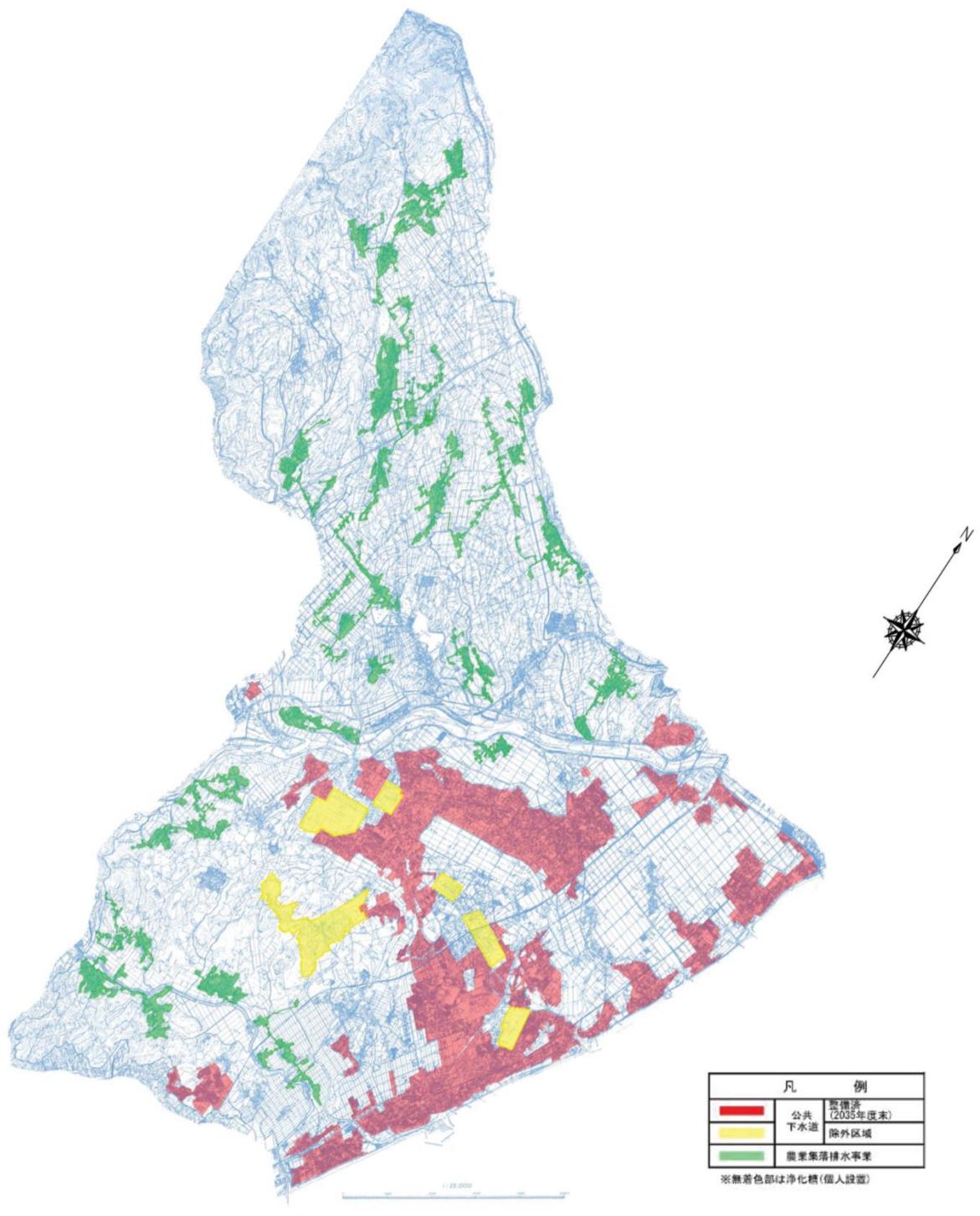
農業集落排水事業で処理する区域は、施設の整備事業が完了している 18 地区とし、図 4-2 に示す区域とします。



【農業集落排水施設（三宅・徳居地区浄化センター）】

ウ 合併処理浄化槽で処理する区域

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域は、公共下水道事業計画区域以外であり、かつ、大型合併処理浄化槽が設置されている区域（一部の民間団地）及びその利用が計画されている区域並びに農業集落排水事業区域以外の区域とします。



出典：鈴鹿市汚水処理施設整備アクションプラン

図 4-2 生活排水処理区域図

工 その他区域

その他の区域、一部合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽区域におけるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設のクリーンセンターで処理しています。

クリーンセンターでは標準脱窒素処理方式に加え、高度処理を行うことで、水質汚濁の原因とされている窒素やリンの低減に努めています。

施設の概要を表 4-2、処理の流れを図 4-3 に示します。

表 4-2 クリーンセンターの概要

施設名称	鈴鹿市クリーンセンター
所在地	三重県鈴鹿市上野町 630 番地
業務開始	1965（昭和 40）年 4 月 1 日 施設名称：鈴鹿市東谷し尿処理場
新施設稼働	1988（昭和 63）年 10 月 1 日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	標準脱窒素処理方式 + 高度処理
処理能力	270kL/日（し尿 192kL/日・浄化槽汚泥 78kL/日）
放流先	我入坊川（準用河川を経て一級河川鈴鹿川へ）



【鈴鹿市クリーンセンター】

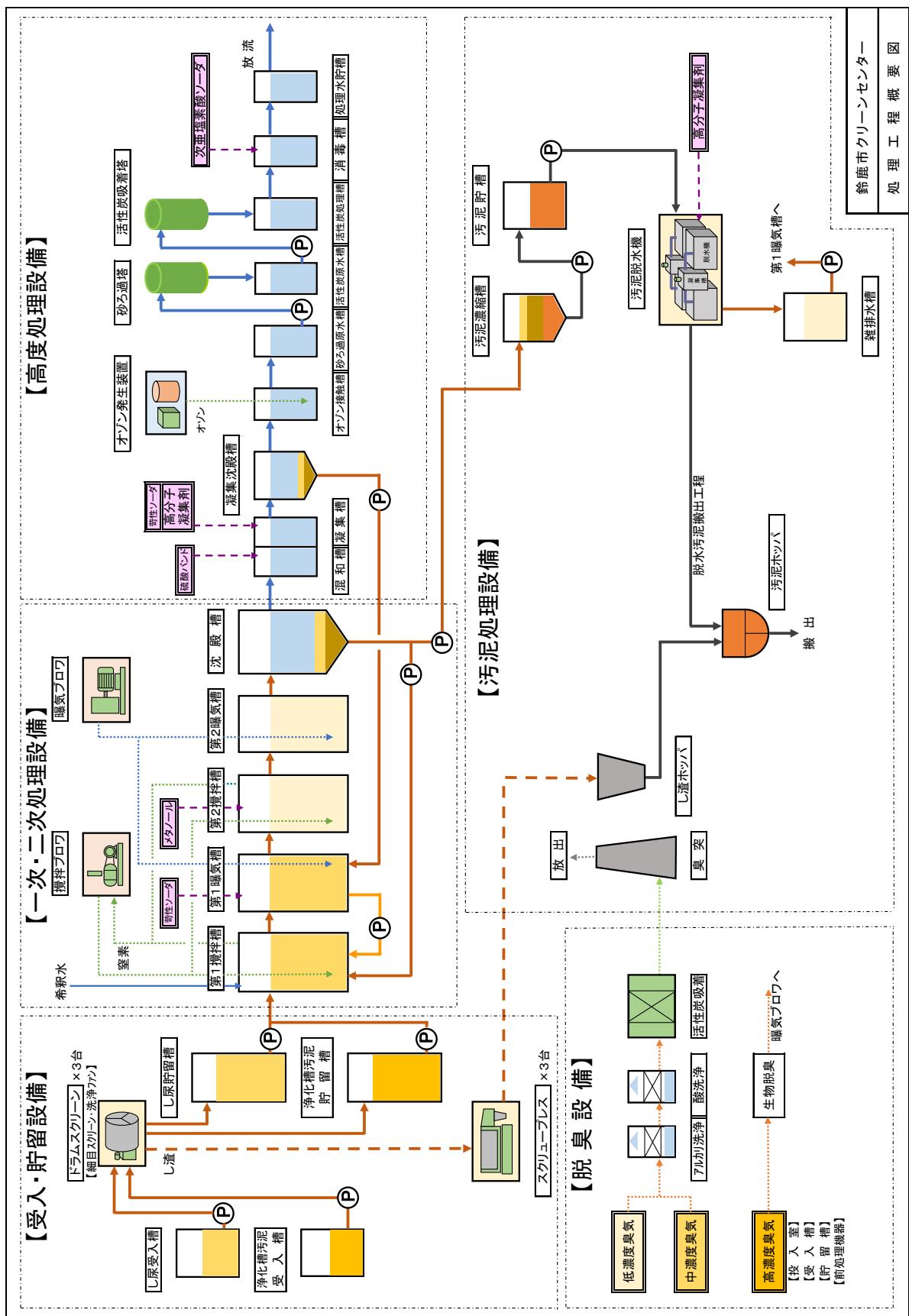


図 4-3 クリーンセンターにおける処理フロー

※ オゾン酸化設備は、平成26年10月1日より「休止」しています。

(4) 収集体制

ア 収集

し尿は許可業者 1 社、浄化槽汚泥は許可業者 11 社が定期的に計画収集をしており、すべてクリーンセンターで衛生的に処理しています。

イ 運搬

各家庭及び各農業集落排水施設のし尿及び浄化槽汚泥は、クリーンセンターにパキュー車で運搬しています。

(5) 国・県の動向

国は、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体（行政、国民）の責務の明確化や、浄化槽法によるし尿処理等を規定しました。

また、2014（平成 26）年 1 月に、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下「3 省構想マニュアル」という。）を公表しています。

これは、生活排水処理施設整備計画の策定に当たって、生活排水処理施設の早期概成をめざすとともに、既整備施設の効率的な維持管理・運営についても考慮するよう示したものです。

三重県は、1973（昭和 48 年）に北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）を計画しています。これは、四日市市・鈴鹿市・亀山市の 3 市を計画区域とし、県が整備した四日市市楠町の下水道終末処理場（南部浄化センター）で汚水処理を行うものです。

また、2016（平成 28）年 6 月には、人口減少や厳しい財政事情といった社会・経済情勢の変化を踏まえ、「3 省構想マニュアル」に基づく新たな「三重県生活排水処理アクションプログラム」を策定し、生活排水の対策を推進するために生活排水処理施設の整備計画を示しています。

2 生活排水に関する実績

(1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を表 4-3 及び図 4-4 に示します。

2022（令和 4）年度の生活排水処理率は、公共下水道等の生活排水処理施設の整備や普及により、約 92.2%まで向上しています。

表 4-3 生活排水処理形態別人口

（単位：人）

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
行政区域内人口		199,948	199,488	198,353	196,919	195,958
計画処理区域内人口※1		199,922	199,462	198,327	196,891	195,935
水洗化（生活排水処理） （生活排水処理率）※2		182,239 (91.2%)	182,210 (91.4%)	181,584 (91.6%)	180,883 (91.9%)	180,684 (92.2%)
公共下水道		100,094	101,593	102,906	105,140	107,963
農業集落排水施設		16,045	16,138	16,098	15,914	15,718
コミュニティ・プラント※3		0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		66,100	64,479	62,580	59,829	57,003
単独処理浄化槽		9,726	9,490	9,248	8,816	8,478
計画収集（汲み取り）		7,957	7,762	7,495	7,192	6,773
計画処理区域外人口（采女が丘町）		26	26	26	28	23

（各年度3月末現在）

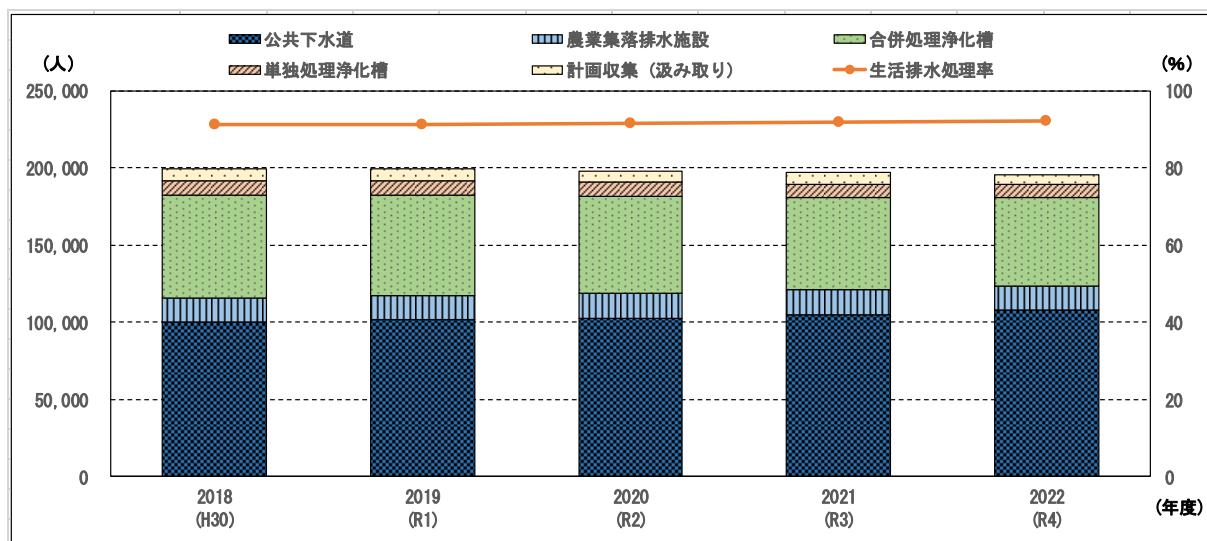


図 4-4 生活排水処理形態別人口

※1 計画処理区域内人口：生活排水処理基本計画の対象区域の人口（市域から采女が丘町を除く）

※2 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

※3 コミュニティ・プラント：市町村が設置する小規模な下水道処理施設

本市が設置して維持管理する施設の該当はありません

(2) 生活排水処理施設の整備状況

ア 下水道施設

公共下水道事業は、北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）を上位計画として整合を図り、1980（昭和55）年に既成市街地4,413haを流域関連公共下水道として計画しました。その後、数回の計画見直しが実施され、2012（平成24）年には計画諸元（計画人口等）と汚水管きよ計画を見直し、基本計画区域面積4,525ha、21箇所の処理分区となり、その後基本計画区域面積を4,429haに変更し、現在は人口密度の低い地域や市街化調整区域及び加佐登地区・庄野地区（鈴鹿川以西）の見直しを行い、基本計画区域面積3,624haに変更しました。

公共下水道事業は、988（昭和63）年度に着手し、2022（令和4）年度末の施設整備状況は、処理区域面積が2,314haとなっています。

公共下水道の整備状況を表4-4に示します。

表4-4 公共下水道の整備状況

No.	処理分区	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)	供用開始年月
1	高岡山	55.17	3,423	937.9	2011(平成23)年3月
2	北長太	28.87	2,013	457.9	1996(平成8)年1月
3	一ノ宮	211.54	9,042	2,274.1	1996(平成8)年1月
4	鈴鹿北部	689.46	36,475	9,687.7	1996(平成8)年1月
5	若松北	4.46	210	42.6	2005(平成17)年3月
6	若松	76.97	3,146	748.7	1997(平成9)年3月
7	若松南	12.76	701	221.7	1997(平成9)年3月
8	玉垣	316.39	12,848	3,182.6	1997(平成9)年3月
9	愛宕	39.07	1,680	452.4	1997(平成9)年3月
10	北江島	44.37	1,771	688.5	1998(平成10)年3月
11	鈴鹿南部	371.89	19,000	4,677.6	1998(平成10)年3月
12	旭が丘	125.85	10,941	2,674.1	1998(平成10)年3月
13	野町東	19.77	1,328	212.4	2018(平成30)年3月
14	野町	89.26	6,201	1,405.4	1999(平成11)年3月
15	未広	39.39	2,515	702.7	1999(平成11)年3月
16	鈴鹿西部	132.71	8,670	2,169.5	2000(平成12)年3月
17	平野東	14.53	416	119.9	2000(平成12)年3月
18	国府	33.18	1,614	427.0	2000(平成12)年3月
19	小田	8.67	319	113.3	2022(令和4)年5月
合計		2,314.31	122,313	31,196.0	-

(2023(令和5)年3月31日現在)

イ 農業集落排水施設

農業集落排水事業は、1989（平成元）年度に着手し、その後地域からの要望を受けながら、順次整備を進め、2016（平成28）年度に三宅・徳居地区の供用開始を行い、施設整備は完了しました。

農業集落排水施設の整備状況を表 4-5 に示します。

表 4-5 農業集落排水施設の整備状況

No.	地区名	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)	供用開始年月
1	合川	25.91	440	100.9	1994(平成 6)年 4 月
2	甲斐	14.44	388	105.8	1995(平成 7)年 4 月
3	国分・木田	34.79	1,292	310.2	1997(平成 9)年 4 月
4	国府	27.49	783	209.9	1997(平成 9)年 4 月
5	津賀	10.65	337	77.0	1997(平成 9)年 4 月
6	深溝	32.34	1,055	267.2	1998(平成 10)年 4 月
7	御園	32.63	977	241.9	1998(平成 10)年 4 月
8	岸田・花川	30.12	704	190.4	2000(平成 12)年 4 月
9	上田	19.84	600	153.3	2000(平成 12)年 4 月
10	下大久保	31.25	1,036	228.7	2003(平成 15)年 4 月
11	広瀬	24.11	994	199.1	2003(平成 15)年 4 月
12	天栄	18.64	799	190.8	2004(平成 16)年 4 月
13	国府西	21.53	629	149.4	2004(平成 16)年 4 月
14	伊船・長澤	75.30	2,634	588.6	2007(平成 19)年 4 月
15	椿	59.84	1,864	382.3	2008(平成 20)年 4 月
16	東庄内	22.47	797	155.7	2008(平成 20)年 4 月
17	井田川北・汲川原	14.30	707	138.6	2012(平成 24)年 4 月
18	三宅・徳居	47.80	1,057	211.0	2016(平成 28)年 4 月
合計		543.45	17,093	3,900.8	

(2023(令和5)年3月31日現在)

(3) し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表 4-6 及び図 4-5 に示します。

し尿搬入量は年々減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度における搬入割合は 12% なっています。浄化槽汚泥搬入量は年度によるばらつきがありますが、減少傾向で推移しています。

表 4-6 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

(単位 : kℓ)

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
し尿	6,609	6,311	6,086	6,033	5,718
浄化槽汚泥	44,962	46,251	48,136	39,821	41,495
合 計	51,571	52,562	54,222	45,854	47,213

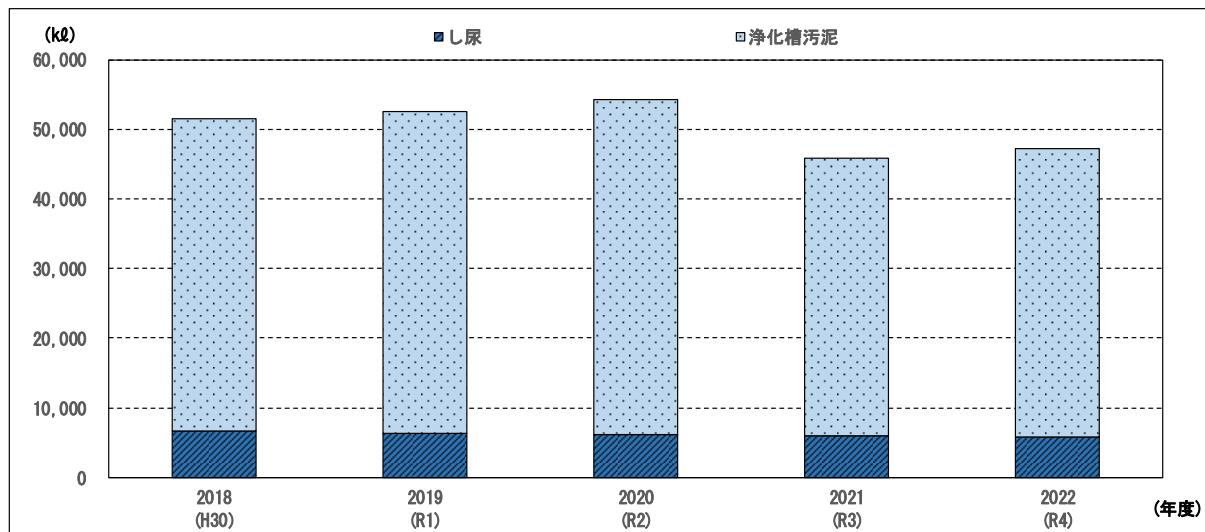


図 4-5 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

3 生活排水処理の現状に係る課題

(1) 公共下水道事業

2022（令和4）年度末の普及状況は、行政区域内人口 195,958 人に対して処理区域内人口 122,313 人で普及率 62.4%、処理区域面積 2,314ha となっています。

今後、公共下水道の整備が完了するには、多額の費用と時間が必要となります。

(2) 農業集落排水事業

2022（令和4）年度末の普及状況は、処理区域内人口 17,093 人で普及率 8.7%、処理区域面積は 543.5ha で施設の整備事業は完了しています。

今後は、維持管理の段階になり、時間の経過とともに維持管理費を要することが見込まれます。

(3) 未処理の生活排水

公共下水道等の生活排水処理施設の整備・普及により、2022（令和4）年度末の生活排水処理率は 92.2% にまで向上しています。しかし、一部の未処理の生活雑排水が、水路及び河川等の公共用水域に排出されており、水質汚濁の原因となっています。

(4) し尿と浄化槽汚泥の混入割合の逆転現象

クリーンセンターは、1988（昭和63）年10月の稼動から30年が経過しています。

当初の設計では主にし尿を処理するよう設計されており、稼動当初はし尿量が約70%を占め浄化槽汚泥量が約30%でしたが、公共下水道等の水洗化の普及で現在はし尿量が約12%、浄化槽汚泥量が約88%の割合となっています。

し尿と浄化槽汚泥の混入割合の逆転現象により、現在の施設で効率的かつ適正に処理することが年々困難になってきています。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本理念及び基本方針

鈴鹿市総合計画2031では、本市の将来都市像を具現化し、魅力あるまちづくりを進めるためのビジョンのひとつである「自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち」を推進しています。また、このビジョンには達成度を図る指標（みんなの目標）として「豊かな自然と生活環境が保全されている」と「海や河川の水質が改善されるとともに、安全・安心な水道水が供給されている」を設定し、目標に対する結果を計画に反映することとしています。

生活排水処理基本計画では、このビジョンを基本理念とし、これに沿った取組の方向性を基本方針として設定しました。

基本理念

自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち

基本理念に沿った取り組みの方向性として5つの基本方針に取り組んでいきます。

表 4-7 基本方針

基本 方針	1 公共下水道事業の推進
	未普及地区の早期解消に向け、計画的な公共下水道の整備に取り組みます。
	2 農業集落排水施設の維持管理
	農業集落排水施設の効率的な維持管理に取り組みます。
	3 合併処理浄化槽への転換促進
	合併処理浄化槽の普及に努めます。
4 し尿処理施設の整備	1 し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理し、衛生的で快適な生活環境の保全に努めます。
	5 水質保全に係る普及・啓発の推進
	市内河川の水質を改善するため、生活排水の対策について市民及び事業者への指導及び啓発に努めます。

2 生活排水処理率の目標値

(1) 目標値の見直し

生活排水処理率の目標値について、2022（令和4）年度末までの実績値から将来の予測結果を導き見直しを行います。

生活排水処理率の予測においては、生活排水処理形態別人口の将来予測を行い、その予測結果をもとに将来の生活排水処理率を算出します。

予測結果からは、現在の目標値95.8%は達成できないと考えられますが、今回の見直しでは、現在の目標値を継続し、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を推進していくものとします。

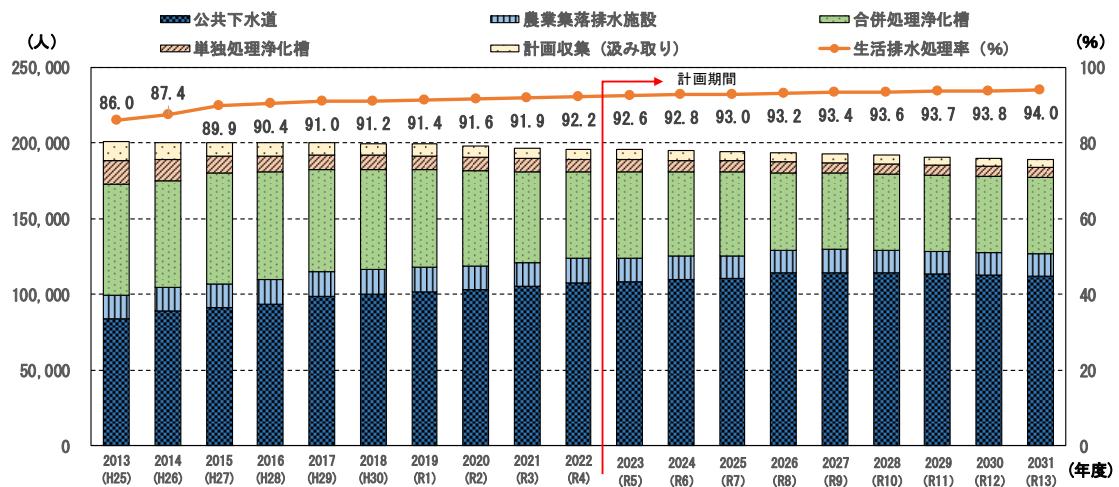


図 4-6 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の予測結果

表 4-8 生活排水処理人口の将来予測

(単位：人)

項目	年度	実績	目標年度
		2022 (R4)	2031 (R13)
行政区域内人口		195,958	188,909
計画処理区域内人口		195,935	188,885
水洗化・生活雑排水処理人口		180,684	177,490
公共下水道		107,963	112,298
農業集落排水施設		15,718	14,309
コミュニティ・プラント		0	0
合併処理浄化槽		57,003	50,883
単独処理浄化槽		8,478	6,312
計画収集（汲み取り）		6,773	5,083
計画処理区域外人口		23	24

(2) 本計画における生活排水処理率の成果指標及び目標値

以上のことから、本計画における成果指標及び目標値は、現在と同じ目標値を継続するものとします。

表 4-9 見直し後の生活排水処理率の目標値

項目	2022 年度	2031 年度
	実績値	目標値
生活排水処理率*	92.2%	95.8%

*生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

3 基本施策

5つの基本方針を掲げて、各基本施策に取り組んでいきます。

表 4-10 基本方針と基本施策の概要

基本方針	基本施策	施策内容
事業の推進 公共下水道	計画的な 公共下水道の整備	令和8年度の整備完了を目標として市街化区域を中心に、効率的な整備を進めます。
の維持管理 農業集落排水施設	施設の 効率的な維持管理	農業集落排水事業は、18処理区全ての整備が完了しているため、今後は令和2年度に策定した最適整備構想に基づき、既存施設の長寿命化を図るとともに、生活排水を適正に処理できるよう計画的かつ効率的な維持管理を行います。
転換促進 合併処理浄化槽への	合併処理浄化槽の 普及	公共下水道事業計画から除く区域については、合併処理浄化槽への転換を図り、合併処理浄化槽設置費に対する補助金を交付し、合併処理浄化槽設置の促進を図ります。 また、合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域と併せ、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援します。
の整備 し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥 の適正な処理	クリーンセンター整備事業を推進し、令和9年度の新施設稼働に向け、クリーンセンターの改築を行います。
る普及・啓発 水質保全に係	市民及び事業者への 指導・啓発	広報すずかやホームページに加え、SNSを活用して、市民や事業者への啓発を推進します。

(1) 公共下水道事業の推進

ア 計画的な公共下水道の整備

市街化区域の人口密集地を中心に供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進め、令和8年度の整備完了を目指していきます。

(2) 農業集落排水施設の維持管理

ア 施設の効率的な維持管理

農業集落排水事業は、18処理区全ての整備が完了しているため、今後は令和2年度に策定した最適整備構想に基づき、既存施設の長寿命化を図るとともに、生活排水を適正に処理できるよう計画的かつ効率的な維持管理を行います。

(3) 合併処理浄化槽への転換促進

ア 合併処理浄化槽の普及

生活排水対策の一つとして重要な役割を担っているのが、し尿と生活排水を合わせて処理する合併処理浄化槽となり、し尿のみを処理する単独浄化槽の新設は禁止されています。本市では公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域、大型合併処理浄化槽の処理対象区域を除いた市内の地域を対象に、合併処理浄化槽を設置する個人及び自治会に、設置費及び既設の単独浄化槽からの転換費の一部を補助しています。

また、合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域と併せ、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援します。

(4) し尿処理施設の整備

ア し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

(ア) クリーンセンターの改築

クリーンセンターは、設備や装置の劣化が進むとともに、施設全体が老朽化し、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合が建設当初と異なり、年々運転管理が難しくなってきていることから、クリーンセンター整備事業を推進し、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度にかけてクリーンセンターの改築を行います。

(イ) し尿及び浄化槽汚泥の計画的処理

a し尿及び浄化槽汚泥処理量

目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥処理量は、前掲の「生活排水処理人口の将来予測値」に基づき見込み値を試算しています。

公共下水道の普及等により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少すると予測されます。

し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み値を表 4-11 に示します。

表 4-11 し尿・浄化槽汚泥処理に関する現況と見込み値

(単位：年合計：kℓ／年、日平均：kℓ／日)

項目	年度	
	実績 2022 (R4)	目標年度 2031 (R13)
し 尿 (年合計)	5,718	4,186
(日平均)	(15.7)	(11.4)
浄化槽汚泥 (年合計)	41,495	34,022
(日平均)	(113.7)	(93.0)
合 計 (年合計)	47,213	38,208
(日平均)	(129.4)	(104.4)

b し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥は、市が許可した業者が収集運搬し、クリーンセンターのし尿処理施設で処理しています。今後も現体制を維持していくことを基本としますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、効率的な収集・運搬体制により、し尿・浄化槽汚泥処理を行っていきます。

c 浄化槽汚泥の処理残さの最終処分計画

クリーンセンターで発生する残さ及び脱水汚泥は、清掃センターにて焼却します。なお、焼却後の灰は、資源化を行います。

(ウ) 災害時等における処理対策

地震や風水害時には、多量の災害廃棄物（生活排水）の発生が想定されるため、通常の一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

2014（平成 26）年度に「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、2018（平成 30）年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づき、環境省や三重県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、「鈴鹿市地域防災計画」との整合を図りながら「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧に寄与する体制を構築します。

(5) 水質保全に係る普及・啓発

ア 市民及び事業者への指導・啓発

合併処理浄化槽への転換等について、広報すずかやホームページ等を活用して、市民や事業者への啓発を推進し、鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金により支援します。